

婦人、青少年者



◆ 日本の家内労働の現状と問題点

2

1958

婦人少年協会

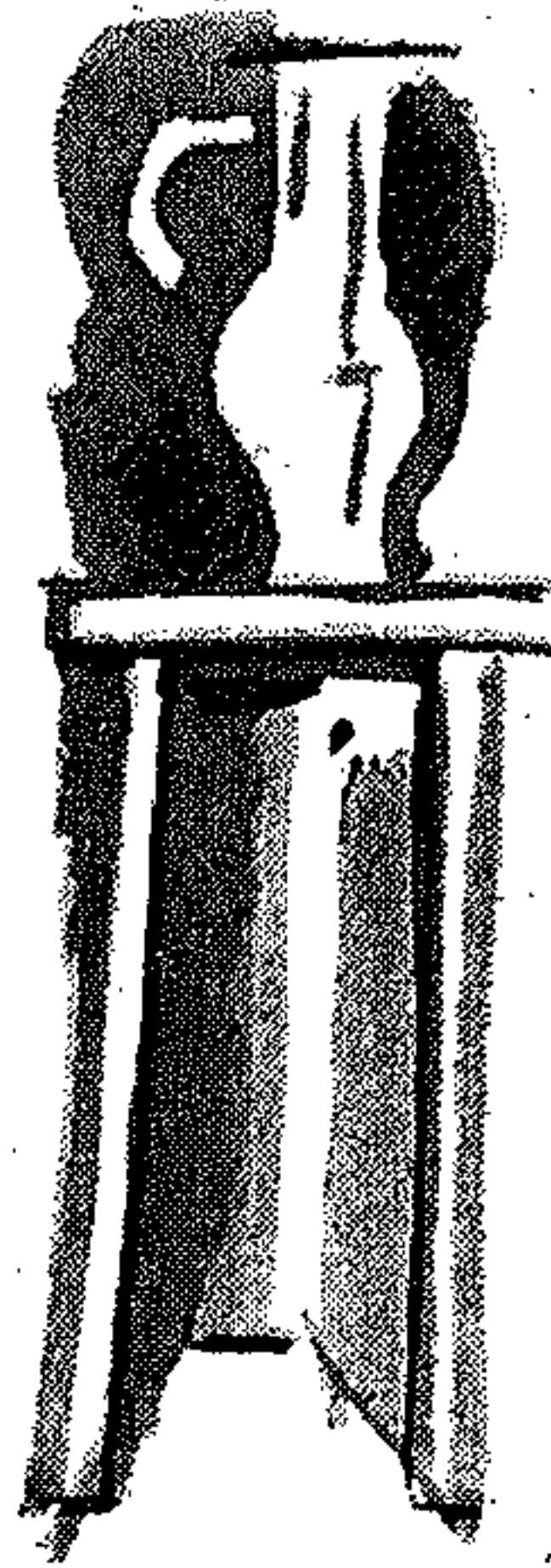


内職する主婦たち

できあがったメリヤス製品は、くししゅう仲介人を通して、くししゅう内職者に下ろされる。内職者は仲介人の家で、仕事をひと通りやって見て、それから材料を分けて貰い、仕事は自宅です。

写真は、東京西六郷の仲介人の家で、ソックスのくししゅうをしている主婦たち。

(大沢陽子撮影)



婦人と年少者 六巻二号 目次

家内労働と最低賃金制度……………藤本 武 1	わが国の家内労働について……………大羽綾子 5	家内労働の実態をたずねて……………婦人労働課 14	内職グループの近況……………21
輸出にも一役……………菅原信子 21	一歩一歩ささやかな前進……………佐野武子 22	刺しゅう取次所を経営して……………松永昌子 23	第十二回国連総会から……………藤田たき 7
国連第二回アジア会議に出席して……………四方陽之助 9	私の職業②……………根本和恵 10	美容師……………山野愛子 12	山野千枝子 13

資料室

美容院に働く女子労働者の実情……………24	女子に関連する労働基準法……………29	違反事件並びに送致事件……………27	婦人少年局刊行の家内労働関係資料について……………31	婦人界の動き(十二月、一月)……………31	女子就業者数と完全失業者数・平均現金給与……………表紙の8	売春対策関係予算復活促進の具申書……………19	本年度「婦人の地位委員会」会議の議題をまる……………19	婦人週間全国婦人会議出席者募集……………32	婦人少年局ニュース……………表紙の8	表紙……………甲斐仁代 扉	富山妙子……………表紙の8
-----------------------	---------------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------	-------------------------------	-------------------------	------------------------------	------------------------	--------------------	---------------	---------------



家内労働と 最低賃金制度

藤 本 武

婦 人 と 年 少 者

最近ようやく最低賃金制度の確立が具体的な問題になつてきたようである。昨年末に発表された、中央賃金審議会の答申をみて、その内容はともかく、一応最低賃金制の実施について勧告する態度をとつてゐるし、政府もいつから実施するか明らかでないにせよ、その方向に進もうとしてゐるようである。しかし家内労働との関係についても、この答申は若干の問題点をもつてゐる。それは、家内労働法の実現について非常に不明確な態度をもつてゐるからである。

答申は家内労働に関して二つの点を提案してゐる。一は、業者間協定その他の方法によつて雇用労働者については最低賃金を設定するが、家内労働については「最低賃金制を効果的に実施するためには、家内労働を現状のままに放置

すべきではない。よつて政府はこの際、家内労働の改善に関する総合的立法のため調査準備に着手すべきである」というもの。二は、「家内労働については、差し当り、決定された最低賃金の有効な実施を確保するために必要な限度で、行政官庁は最低賃金審議会の意見をきいて、最低賃金を定めることができる」というのである。前者は対策樹立のための調査準備であり、後者は当面なすべき方策である。ここでわたくしが遺憾に思ふのは、答申は家内労働者の問題を真剣に考えず、雇用労働者の最低賃金制の「さしみ」の「つま」のような位置しか与えていない点である。家内労働者への最低賃金制は、ただ一般雇用労働者の最低賃金制実施上必要だからというのではそれである。わたくしは、むしろ逆立ちしていると思う。家内労働者こそ何より最低賃金制が必要なのである。次にこの点を明らかにしよう。

二

諸外国で最低賃金制が問題となつたのは、歴史的には苦汗労働(sweating labour)の存在であつた。この苦汗労働というのは、語源的にはイギリスの仕立職人が自分の家に仕事をもち帰つて労働に従事したことを意味したとされているが、それが転じて家内労働一般を意味するようになり、次いで更に広く、低賃金、長時間労働、非衛生的環境という家内労働一般の属性を示す言葉があてはまるところの家内労働類似の雇用労働をもさすようになつてきた。しかもこの苦汗性のなかで特に低賃金が重視され、きつめて賃金の低い労働は、すぐさま苦汗労働と命名されるようになった。しかしそれにもかかわらず、苦汗性を典型的に示すのは家内労働であつて、これが事実苦汗労働者の最大部分を占め、これらの人々の生活を改善するために最低賃金を国家が定める如き制度の確立が要請されるに至つたのである。

イギリスで苦汗労働が問題となつたのは一八八〇年代で、そのときブリスのロンドン調査が行われ、のちのウェップ夫人であるベアトリス・ポッターもこれに参加協力してゐる。また婦人運動家として有名なジョン・バーネットは別に鎖産業の調査を行つてゐるが、二つの調査とも家内労働者のなかに最もひどい労働者が多数見出されることを明らかにした。一八八八年には、この与論をうけて苦汗労働に関する委員会が政府に設けられ、調査した結果「これらの諸

も含めて適用するもので、最も多くの国々で採用されているが、家内労働者のみを対象として適用されるものもある。家内労働法というのは主としてそれである。

フランスで最低賃金制が問題になつたのは、一九〇〇年代に入つてからであるが、イギリスで法制化が問題になるにつれ、フランスでも一九〇九年にデュ・マンによつて家内労働法案が提出されている。この年若干の家内労働者について労働者の調査が行われてゐるが、それによると十四時間、十六時間という過長労働が見出され、その賃金は工場労働者の何分の一というのが非常に多かつた。この調査はイギリスと同様、家内労働法に対する与論を高め、一九一三年には法案が下院を通過し、一九一五年、ヨーロッパ大戦下に成立している。

右のイギリス・フランスとも苦汗労働を中心とする最低賃金制から出発して、次第に発展の途を歩んだ。イギリスでは一九一八年の改正法によつて、賃金が異例的に低いというのではなく、その産業において有効な団体協約が成立していない場合にも法的最低賃金を設定することができるようになり、その結果一率に二倍以上の産業に拡大され、今では強力な産業別団体協約の成立していない産業では殆んど法的最低賃金がもうけられてゐる。フランスでは、一九三六年の団体協約法によつて協約の効力拡張による最低賃金の法制化が行われ、一九五〇年法によつて全国的全産業的最低保障賃金が設定されて、すべての労働者は右の最低賃金の規制をう

けるに至つた。しかし、家内労働法はなお存在し、右の全産業的最低賃金に準じて家内労働者の最低賃金を規定している。

右の方法とちがつてゐるのはアメリカ合衆国の州法による最低賃金制で、その多くは家内労働者への最低賃金の適用を除外してゐる。これは一つはアメリカにおいて家内労働の比重が相対的に低いこと、二つには家内労働の規制はむしろその禁止にありとして、一九三〇年代以降にはその種の内容をもち、最低賃金を規定しない家内労働法がもうけられた場合があるなどと説明づけられてゐる。しかし家内労働者を除外している点については、アメリカ州法の不十分さを示すものでしかない。というのは、よりすすんだ最低賃金法である公正労働基準法(連邦法)は、州際産業である限り家内労働に対して一般雇用労働と区別せずに適用されてゐるからである。一般に家内労働者に対する最低賃金制が不可欠なのは、何より家内労働者の賃金が低く、それらの労働者こそ最も最低賃金制を必要としているからである。雇用労働者に対する法的最低賃金の実施を確保するために、仕方がないから家内労働者に対してそれを適用しようという主張は逆立ちであり、資本家の公正競争の立場からのものでしかない。

三

日本で家内労働者がどれ位存在し、彼等がどの程度の収入をえて、どんな生活水準にあるかを正確に示す調査は少い。しかし、大ざっぱな

婦 人 と 年 少 者

調査は決して誇張ではないとして、最低報酬を法律によつて確立することが正当である」という結論を出してゐる。この国家が賃金規制を行うという考え方は、できるだけ自主的な行動によつて解決しようとするイギリス人の間では直ちに全面的に同意をえたわけではなかつた。多くの婦人運動家は、労働組合をつくつてそれぞからの改善を獲得させようといふためたけれども、キッドバリーの指摘しているように「この方法では近い将来殆んど期待することができない」ことが分かつたのである。それといふのも、分散してゐる労働者しかも婦人労働者が圧倒的であり、その賃金が低いために組合費を支払う能力もなく、へたをするといふ仕事を打ち切られるという不安定な地位にある労働者を組織することは並大抵のことではなかつた。この経験にもつて多くの進歩的な人々は最低賃金制の確立を要求するに至り、反苦汗同盟がつくられて、婦人運動家、婦人労働組合、労働党、進歩的知識人、労働組合の協力の下に一九〇九年に賃金局法という最低賃金立法が成立したのであつた。この立法は、異例的に賃金の低い業種について法的最低賃金をもうけることをきめており、最初に実施された四業種は家内労働が圧倒的な産業であり、のち附加されたものもそれと類似の性格をもつ産業であつた。この種の立法で世界最初といわれたオーストラリアのヴィクトリア州の工場法(一八九六年)もこれと相似した内容をもつてゐた。

右の最低賃金立法は家内労働以外の労働者を

わが国の家内労働について



大羽綾子

ここ数年来、内職のへい害については、新聞紙上やラジオ、国会などでも、度々取上げられて問題になっています。内職者の悲惨な状態は戦前からあつたにかかわらず、戦後、急に世の注目をあびるようになったのはいろいろ理由がありましようが、内職に従事している国民層が拡がり、内職者の数もずつと多くなつたといふことと、家内労働という前近代的な生産方式が、却つて戦後に発展しているのが大きな理由ではないかと思われまふ。今でも、内職という、生活保護を受けている極貧の家庭の子どもの主婦や、老人や病人などの生活落こ者が従事しているように考えられています。戦後の庶民の経済生活の苦しさから、下級のサラリーマン、公務員、工員の妻たちが家事のかたわら子供のやつや夕食の副食費を内職によつ

て稼ぎ出そうとする傾向が拡がつており、内職者全体の四、五割をしめています。生産面からみても、家内労働の方式で生産されているものがどの位あるかというところを確実な数字で示すことはできませんが、輸出品の中のかなりの部分が、少くとも工程の一部を内職に頼っていることは疑えまふ。たとえば、織物をはじめとして、スウェーター、手袋、下着などのメリヤス製品、ブラウス、上衣、スカーフなどの縫製品、染色品、ぬいぐるみ、金属などの玩具、袋物、装身具、造花など、ちよつとあげてみただけで十指にあまるほどのものが、家庭婦人の手によつて造られています。内職品も同様で、学童服、婦人服、下着、ネックレス、パタピーナツ、こぶ巻、雑誌など、私どもの身のまわりの品々で、一度は内職者の手にかからないものはあまり見当たらないと云つてよいほどです。先年、婦人少年局が東京・大阪・名古屋で調べた結果からみても、普通世帯の七、八パーセント乃至一〇パーセントが内職をやっています。一方では、極度に近代化された産業がありながら、このように大巾に残つていゝわが国の家内労働がどんな機構と規制力をもつて、内職者に作用しているものなのか、その中で内職者の保護対策はどうあるべきかなどのむずかしい問題は、後日にゆずるとして、私が最近、見聞した毛糸の手袋、真珠のししゅう、学童服など、家内労働の二、三について共通の特性と思われるものを、ひろつてみることにしましょう。

第一は、元締めとなる製造業者は、おおむね中小企業ですが、この企業に参与している下請工場（時としては家内工業）、内職者を全部ふくめると、その機構は相当にばう大なものです。例えば、ある手袋のメーカーはそれ自体の工場は、事務ともに四十五、六人ですが、その傘下には、下請工場・内職者合わせて一万人のものが働いていてと自称しています。しかし、この企業でも、内職者の正確な数をつかむことは困難です。何故なら、手袋のばあいでは、内職はあまたて工場や仕上げ工場に属するものと、メーカー直属のものとなり、後者の場合も、何人かの仲介人が間に入っているのです。メーカー自身は内職者については何も関与しておらず人数も分からないことになっています。第二に、以上のように、メーカーは内職者については直接、何も干渉しないことになつていゝるので、工賃その他の労働条件については下請業者や仲介人に一任しており、「内職者から工賃について工場（メーカー）に直接、照会がきても答えないことになっている」と語っています。したがって、仲介人や下請業者の手数料についても、表向きは責任をとらない立前になつていゝのが普通のようなです。しかし、上述の手袋のメーカーは、手数料をあまり高くする仲介人は、結局、内職者の工賃を引下げすぎてよい製品ができないので、仲介人の選定には相当の気をくばつていゝと云つています。第三に内職に出すについて、経営の機構の中に、これに關する担当者又は部門をおいていゝ

のなり、若干の調査がある。

厚生省で毎年四月に行われている厚生行政基準調査によると、最多収入者が家内労働者である世帯は一九五四年には一・九五％、五六年には一・二六％となつていゝ。もしこのサンプルが正しいとすれば、家内労働者世帯はわずかに二一万程度にすぎず、しかもここ二年の間に三分の一以上減少したことになる。また数年前の労働省の調査では約四十七万世帯とされていゝ。しかし日本の家内労働の特色は、諸外国よりも一層、婦人の家庭内職的比率が高い点にある。したがって家内労働世帯といわれるものの周辺に、家内労働を副業とする多数の世帯がそろく数倍見出されると考えた方がよい。

さきに労働省婦人少年局で行われた家庭内職の調査では、いわゆる内職世帯は東京で約十萬とされていゝ。また、都市家計調査（F・I・E・S）によれば、副業・内職を有する労働者世帯は全都市で二四・〇％に達してゐる。これらの副業・内職という概念は家内労働といわれるものより巾広く、右の人々がすべて家内労働に従事しているとはできないが、相当広汎に分布していることは間違いない。一九三六年フランスで約一〇〇万の家内労働者がいたといふ推定値もある位であるが、日本でもおそらく人員では、それをこえてゐるであらう。

これらの家内労働者の収入は生活水準をみる場合には、二つに分けて考えるべきである。一は家内労働によつて主たる生計をいゝとなむ世帯で、他はそれが補助的収入である場合である。

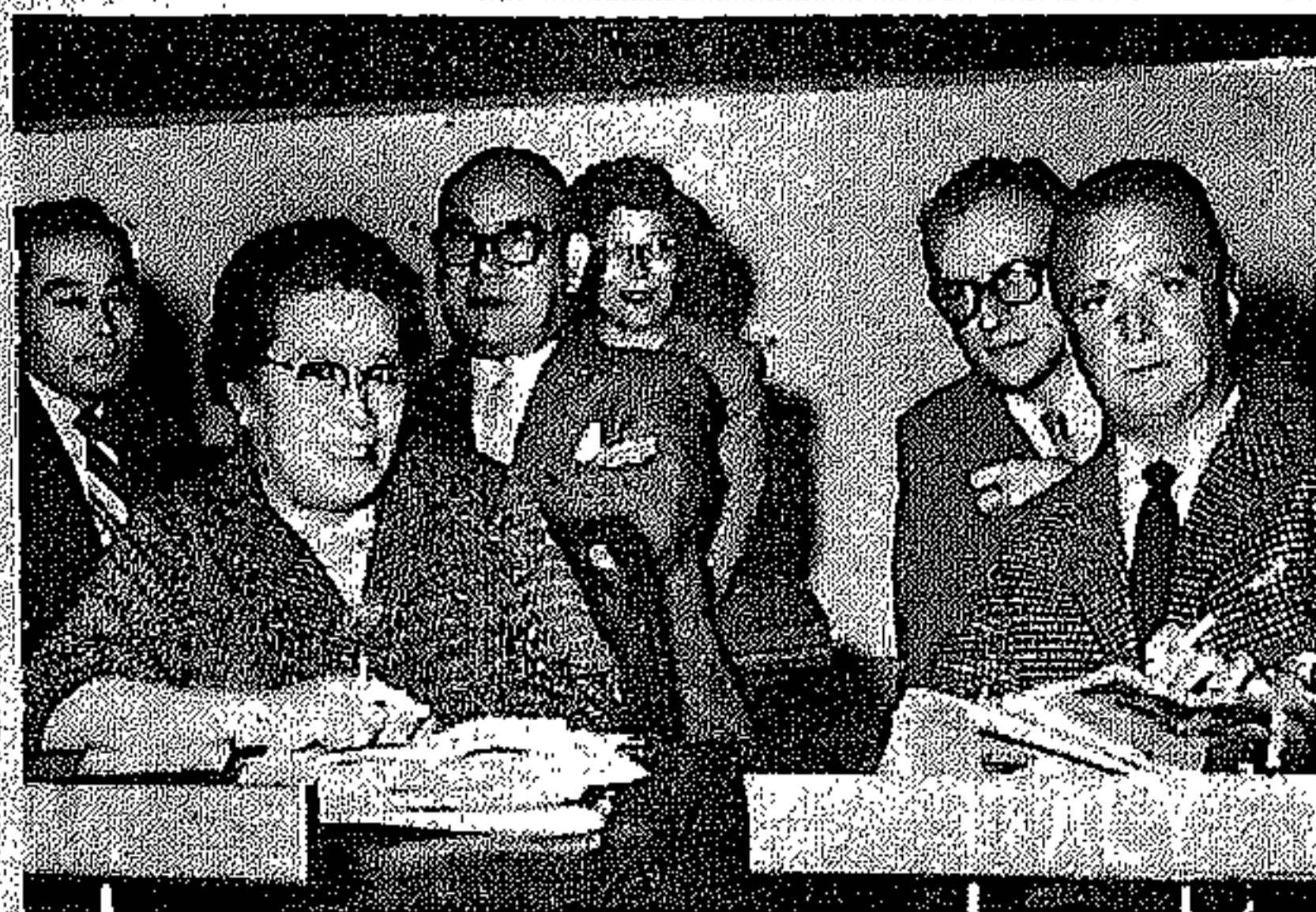
家内労働者世帯の収入は、一般労働者世帯に比べ、ずばぬけて低い。さきの婦人少年局の調査によつても、時間賃金という点では工場労働者の三分の一ないし四分の一という低い水準にあつたのであるから、当然ではあるが、厚生行政基準調査によると、一般労働者世帯では一萬円未満が二・八％であるのに対して、家内労働世帯では四九・八％と二倍をこえ、うち六千円未満は前者の六・五％に対して二七・二％と四倍である。又二万円以上では、一般労働者の三五・九％に対して一六・七％で半分以下にみない。これらの収入額はききとりによるものであるから、実状より低額に回答されてゐるとみるべきであらうが、それにしても、一家総出で働いても一般労働者よりはるかに低い収入しかえてゐないことは事実である。その結果、家内労働者のなかには、生活保護をうけざるをえない世帯が多数生み出される。同調査によれば、生活保護率は一般労働者世帯では〇・七％、農家で〇・六％、事業経営者で〇・五％に対して一〇・二％と隔段のちがひがあり、低収入の他の代表ともいふべき日雇労働者の八・〇％よりも高率である。家内労働者は貧乏の代名詞のようなものである。これに比べると、主たる収入を他に依存している場合には生活はややましである。五七年三月分のF・I・E・Sによれば、副業・内職を有する世帯の定収入は二七、七三九円で、全都市労働者平均の二九、〇〇〇円に比べ四・三％低い。この低い収入のうち、副業内職収入は平均の二・三％に対して一〇・七％

（約三千円）に達してゐる。家内労働を内職とする世帯のみをとり出せば右の差はもつと大きいであらう。このことは低賃金労働者の多い地帯で家内労働が多いことが物語つてゐる。

われわれが問題にすべきは、家内労働に主として依存する世帯である。彼等の賃金は、家計補助的に家内労働に従事する人々の圧迫をうけて（？）としても家計補助的労働というこで低賃金を甘受しがちである（底ナシに低められ、喰うや喰わずの生活におちいつてゐる。しかも内職的に家内労働に従事しているのは、主として中小企業労働者の主婦なのである）。

イギリス、フランスに比べると、日本は家内労働者の窮状を救済しようとする運動が余りにも微力である。それは一つには日本では健全なヒューマニズムが発展してゐないこと、更に労働組合が企業別従業員組合として組織され、企業意識が余りにも強いことによる。また、政府自体もこれまで家内労働問題を放置してきた責任がある。家内労働者を一日も早く救済する必要は絶対であり、調査の準備をするような段階ではない。フランスの家内労働法の場合をみて、大規模な全国的調査を行つた上で立案されたものではなかつたし、イギリスでも同様である。労働基準法の実施に際しては工・鉱業以外の労働条件についていちいち調査などとはしなかつた。調査の必要をとくことが、肝腎の家内労働法の成立を延引させる口実になり易いことをおそれてゐるのは筆者だけではない。

（一九五八・二・一〇）——労働科学研究所員——



—日本代表等の藤田氏(左)、右はイタリア代表—

第十二回

国連総会から

藤田たき

第十二回国連総会は旧臘十二月十四日(日本時間十五日)、三か月の長い会期を終つたのであります。

タイのワンワイ・タヤコン前議長のもとに開会が宣せられ一分間の黙想が行われましたが、世界八十一か国の代表が、人種・性・言語を超越して、世界平和のため思いを一つにするということは何といつても素晴らしいことでした。

ついでマレーヤ新独立国の加盟は満場一致可決され、マレーヤ代表の入場式が行われましたが、第十一回総会において日本が入場した時の事を思い浮べ、感慨深いものがありました。そして私はあの時、せめて日本から婦人代表が一名でも参加していたらと思つたのでした。

総会の議事は新しく選任せられたニュージールランドのマノウ議長のもとに早速はじめられました。軍縮、核実験停止、アルジェリア問題等々に関しては、日本新聞に毎日のように報道された通りですから今更これを繰り返さず、総会の印象について二、三記しましょう。

藤山外務大臣の一般演説で日本語がはじめて国連において堂々語られたことはうれしいことでした。国連の公用語は勿論英・仏・露と中国語・スペイン語でありますので、日本語の場合は通訳者を日本側から出さねばなりません。その役はワシントンの大使館の島内氏が立派に果たされ、仲々の好評でした。後にモロッコ国王の演説の時アラビア語を知らぬ人が通訳に当つたのか、王の原稿演説が終るより二分も早く通訳が終つてしまつたなどは笑止でした。

ダレス米國務長官のはげしいロシアに対する反撃、グロムイコ外相の応酬、またメノン印度代表の神経質な、火のような演説等仲々のきき物でした。何といつても世界八十二か国(マレーヤの加盟のため八十二か国)から、四十人の外務大臣が出席しているのです。そのうちの一人がイスラエルの外相マイヤ夫人であります。男のような太い声、立派な英語で、サウディアアラビア、ジョルダン等にアラブ国の代表をむこうにまわして「あなた方はイスラエルが誕生することを望まなかつた。あなた方はイスラエルの国連加盟を妨げようとした。しかもイスラエルは成長しつつある。我等は決して敗北させられないだろう。」と大変な獅子吼です。この人はまた「私のかつての婦人運動は男性と共に銃をとる権利を獲得することでありました」と女ばかりの会合でいいました。思想的には決して共鳴出来ぬ人ではありますが、女ながらも出席代表として国連の檯舞台で大活躍する様子は大したものでした。

さてこの総会全体会議は八十二か国からの五名の代表、五名の代表代理(必ずしも全員が出席していない国もあります)からなる大世帯です。従つてこんな大きな機構で協議をすすめることはできません。総会全体会議ははじめの一般討論、そして最後の決議だけが大事で、殆んど総会の仕事の大部分は、委員会においてなされるのであります。

総会の主要委員会は次の七つからなっています。第一委員会(政治安全保障)、特別政治委

婦人と年少者

6 場合が多いのです。そして、製品のよいといわれている業者は、その担当者になえず、内職全体の動きに注意し、仲介人の募集、登録、材料・製品・工賃の受渡しの帳簿などについて責任を持たせており、内職者の技術指導のために専門職員をおいて、場内又は、場外で初歩の指導を行うと同時に、内職者又は仲介人の間を巡回して指導と監督を行っています。

第四に、仲介人・下請業者は、工賃がやすくても、運賃を差引いても引き合えば、かなり遠方でも発注します。例えば、兵庫県のメーカーが山日県や広島県に仲介人を持つており、東京のメーカーが東京都下の他に、埼玉・神奈川・福島・新潟などに出しています。

最後に、内職に出す製品の種類にもある共通点が見られるようです。たとえば、

- 1 材料・製品がかさが小さく、軽くて運搬に便利である。
- 2 製品の種類が雑多で大量生産に向かない。
- 3 季節的に繁閑があり、販路が不安定である。
- 4 機械や道具の操作が簡単で比較的安価であること、せいぜい動力ミシンが高い方であり、場合によれば、針一、二本で間に合う。
- 5 あまり高価な材料でない。
- 6 場内作業の工程と内職の工程とは、かなりはつきり分かれていて、内職に向いた部分はあるべく外に出すという方針がとられている。

次は、内職者の側からみても、一般の労働者

とちがう特色があり、それが内職問題の解決に一層の困難をもたらしているといえるでしょう。

第一は家庭にしばられていること——病人やあれ、幼児であれ、主婦が職場に出ていくことをさまたげる事情があります。又、そうでなくとも日本の家屋の特色として留守番を必要とすることや、女は家庭に在るべきものという固定した考え方から家庭に執着する気持ちが強く、職業をさがす時になるべく家でできる仕事を考える風潮が強くなるということもあります。

第二の特色は、内職者の大部分は、職業経験や知識や技術をもっていないし、持とうとする意欲もないということです。それで、「誰でもできる、やさしい仕事」というのが、内職業者の募集広告のうたい文句となつています。第一の家の外で仕事をしたいがらないという気持ちの底には、「私には何もできないことがない」という劣等感がひそんでいて、外で仕事を求めることを恐れています。一九世紀半ば頃、アメリカ合衆国で家内労働がさかん頃、その多くは、ヨーロッパからの移住民で言葉が不自由なところから、外に働きに出ることを嫌つた婦人たちによつて好んで行われたのと似ています。

第三の内職者の特色は、家庭にばかりいるために内職について何も分らないということとです。どこへ行つたら、どんな内職があるのか、どの位の工賃が普通なのか、工賃はきちんと支払われるか、自分に適した内職とはどんな仕事か、など、内職についての情報が全然入らないことです。そのために、近所の人や知人から世

話をもらつたり、電報の広告をみたりして、目かくし状態で、手近かな内職にとびついていくことになりま。

第四に、内職者は散在し、孤立しているといふのが特色です。そのために仕事についての情報をえることができません。又、労働しているもの同志が横に連けいを持つて、相互の利益をまもることもむずかしくなつています。したがつて、職場の労働者のように、組合を結成して使用者と対等に交渉することができないので、仕事をくれる仲介人や業者の言う通りの条件で労働し、時に無理な期日に間に合わせ、低工賃を長時間労働でおこなうために、子供や病人にまで手伝わして昼夜兼行で作業したり、工賃の切り下げや不払に對して抵抗もできず、泣き入りしているのが現状です。

欧米各国では、家内労働者の保護のために、法的な規制をしています。その目標は、家内労働者を保護すると同時に、その労働条件の向上によつて一般雇用労働者の労働条件の引上げを防止すること、不当に低い工賃による過当競争を防ぐことなどにありますが、わが国でも家内労働者がひろがる傾向にある点からみても、家内労働者の保護対策が早急にすすめられなければならない。しかし、経済界で重要な地位をしめている中小企業にとつて上述の家内労働という生産方式は密接な関係を持つていて、簡単に家内労働という点からだけでなく、もつと広い見地から慎重に対策がすすめられなければならないでしょう。——婦人労働課長——

員会、第二委員会(経済・財政)、第三委員会(社会・人道・文化)、第四(信託統治・非自治地域)、第五委員会(行政・予算)と第六委員会(法律)であります。

しかし委員会といつても決して少数の委員国からなっているのではなく、八十二か国全部が代表をおくっているものでありますから、相当に大きいものであります。私が出席し、その責任をもつたのは第三委員会でありまして、以下この第三委員会について述べましょう。第三委員会の議長はノールウェーのミセス・レオニース代表代理で女が議長をつとめたのはこの委員会のみであります。ノールウェー労働党の議員であり、これまでに国連婦人の地位委員会において議長をつとめ、活躍した人であります。なおこの委員会には三十名近い婦人が出席しておりまして、全婦人代表の三分の二はこの社会、人道、文化部門を担当しているわけです。キューバからは四人の婦人代表が来ていましたし、リベリヤ、ガーナなどというアフリカの国々からも真黒ですが、非常に教養の高い婦人たちが来ておりました。

第三委員会が討議せられた議題は第一に、経済社会理事会報告について、第二、国際人権規約の逐条審議、第三、亡命者高等弁務官報告及び同事務所、第四、民族自決の国際的尊重に関する勧告、そして第五、報道の自由に関する条約でありました。

第一議題に關しなされた決議中主なもの、第一に昨夏バンコックで開かれたようなセミナ

ールを婦人の地位(特に低開発国の)向上のため、できるだけ頻りに開催すること、この決議成立のためには日本代表も大いに働きました。尚この問題に關連し、セミナールを開催すれば、婦人の地位委員会を隔年にもよいなどの発言を押さえるために日本代表が努力いたしましたし、スウェーデンのラッセル夫人も最初の全体会議の席上で同じような趣旨の発言をいたしました。第二の決議は文化交流促進に關する決議、そして第三は地域社会向上のための婦人の役割の調査とその促進に關してであります。

今度の総会第三委員会の議題中何といつても一番大事なのは国際人権規約の逐条審議でありました。この国際人権規約は二十九か条からなる「経済的、社会的及び文化的権利に關する規約(A案)」と五十四か条からなる「市民的及び政治的権利に關する規約(B案)」の二本建てであり、その審議は既に第十回総会からはじめられたのでありますが、遅々としてすすまず、今度もA案の三か条、B案の一条の四か条をやつたのみであります。即ちA案第十四条は教育の権利、第十五条は義務教育の実施計画の樹立に關する規定、第十六条は文化生活に参加し、科学進歩のための便宜を享有する権利であり、B案第四条は生命の保護及び死刑に關する権利であります。

前記第十五条は非自治地域をふくむ義務教育が行われていない地域乃至は國に關しては、これを實施する計画を規約成立後三年以内に作製すべしという趣旨の規定であります。これを

めぐりつ連國諸國や、サウディアラビア、イラク等の代表は植民地國家攻撃の政治論を展開、英海蘭等の間にはけしき論争が行われました。B案第三条に關しては死刑廃止の条項を加うべしと主張するポリビヤ、コロンビヤ等があるかと思えば、死刑が違法でない場合を詳細に規定することによつて、生命が故なくして奪われることを防ぐべしと主張するオランダがあるなど仲々はけしき論争でしたが、日本としては年少者保護の立場から、年少者の犯した犯罪に對しては死刑を課すべからずの一項の挿入を提案し、採択の運びに至りました。

第三の議題「亡命者高等弁務官」については、同官が第二次世界大戰後の難民、殊に一昨年のハンガリー難民の救済につくした功績に對し感謝し、かつその任期を五か年延長することを決議しました。尚香港にある七十万に及ぶ中国難民に對し、人道的立場から國際的な援助を与える事も決議されました。

「民族自決の國際的尊重と報道の自由」に關しては時間切れで内容に關する決議に至らず、来るべき第十三回総会において善処する意味の取りきめがなされたのであります。

日本は國連参加一年にして安保理理事會、非常任理事國に選挙されました。當選の翌日、一人の友人は私に祝いの手紙をよせたのでしたが、その最初に「しかしこれからは大変です。日本の責任は重大です」と書いてよこしました。國民の理解と支持によつて、國連に對する日本の働きが、一層強化されることが望まれます。

する方法

三、人身売買その他の売春業者に對する対策

四、全般的な討議——犯罪防止と犯罪者の取り扱いに關するアジア極東地域間の協力に關して

であるが、ここでは特に少年犯罪のうち議長アラム氏(パキスタン)、討議指導者タマウィット博士(タイ)のもとに行われた少年犯罪防止対策に關するセミナールの模様を簡単に報告しよう。

このセミナールの目的は少年犯罪の防止対策を樹立することについて検討することであつた。討議は、(1)都市社会の發達に伴つて著しく増加している都会地の少年犯罪の防止対策、(2)共同社会の發展の促進と農漁村地の少年犯罪の防止をうまく調和させていくことの可能性、の二点を中心に進められた。

タマウィット博士は、今次大戰後のタイ國の現状に徴して、社会をよくするために、犯罪の芽とも言うべき青少年の反社会的な行動を是正していくことの重要性について述べてから、話題を少年犯罪を惹きおこす各種の原因の究明に向ひた。アジア諸國では一様に少年犯罪の増大を訴えていたが、その原因として、第一に地方から都會地へ著しく人口が流れ込んでくるが挙げられた。殊に、單身で都會にやつて来る若者が、しばしば雇用主の搾取に逢つたり、時には売春や麻薬販売の如き反社会的な行為をしてい

る者に利用されていることが、注目された。また教育社会文化施設等の不足も各國の認めるところであつた。資本主義經濟が發達し、封建制度が崩壊していく現在の急激な變動期にあつて、従来の価値基準や道德基準や社会の連帶感までも著しく減退したが、それらに代るべきものが何ら無いことも、原因として指摘された。仏教思想の浸透している農村地方には少年犯罪が少い、という意見の強い仏教國は、宗教教育の不足を挙げた。

このような風潮は程度の差こそあれ、いずれの國にも見られるもので、こうした社会變動の波にもあそばれることの無いよう、各國政府はこれを先見し、對処していかなければならないということに意見が一致した。そのためには、先ず、以上述べたような原因をよく検討した上で、それに見合う対策を立てることが、經濟的にみても有利であると論じられた。また、この種の検討は全國的な研究と同時に地域別のそれも忘れてはならないことが強調された。しかし、現実に、この種の調査は遅れており、中華民國やタイではほんの僅かしが進んでおらず、インドネシアでは研究活動の一步を踏み出したばかり、フィリピンでも民間の衛生協會で非行少年の分析を手懸けた程度という状態である。インドでも戦後の五か年計画に少年犯罪の防止が織り込まれたが、實施を見るには至らなかつたとの報告がなされた。また、少年犯罪

国連第二回
アジア會議に出席して

——少年犯罪の防止対策——

四方陽之助

一、少年犯罪

A 少年犯罪の防止対策

B 少年犯罪者に對するプロベシヨ(保護観察)制度の採用について

二、犯罪防止及び犯罪者の処遇に關する

A 第一回國連會議の勧告の實施

B 刑務作業を國家經濟と直結させる問題

B 被收容者処遇最低規程規則を實施

に關する研究機關や、各國の情報交換の機会を持つことも、精神的なバックボーンを培う農村の存在を常に考慮すること、少年犯罪の防止対策を立てる場合必要であると結論した。また、警察との協力や、職業教育の重要性も指摘された。この會議を傍聴して思うに、アジア諸國では産業や經濟問題の方が重視され、まだ少年犯罪を社會問題として國家が大きく取りあげていくという気運は熟しておらず、したがつて、西歐諸國がこの問題を本質的に解明して少年法や保護観察制度を生んできた如き方向よりも、むしろこれを警察による補導というような最後の手段に訴えようとする傾向が強いようであつた。——年少労働課長——

ご家庭に
健康を贈る

森永ホム牛乳



森永乳業株式会社



私の職業

②

美容師

一月号から「私の職業」という欄を設けて、毎月ある一つの専門職を選び、その職業について働いている女性数人に、その職業について語っていただくことにしました。その職業に就いて、まだ年月の浅い人、数年を経た人、二十年以上もの経験者など、いろいろのケースを集めてみました。これによつて、婦人がその職業の中でどのような状態にあるかを知り、今後、婦人の就職の機会を確立する上の参考にしたいと思ひます。なお排列の順は、在職年数の若い方から並べてみました。

編集部

健康で、この仕事が
すきな人なら適職

根本和恵

(労働省附属美容室)

私は美容学校へ入つてから五年、免許をとつてから三年で、二十年、三十年とこの仕事にたずさわっている方に比べたら、美容師としてはまだ、ほんのかげだしの方ですが、でも今私は私の身についている美容師という職業に、最大のほりを持つてゐるのです。

まず第一に、私が美容師という職業にひきつけられたのは、真白なカウンをまとい、世の女性たちを美しくつくりあげる、あの美容師の清らかな容姿でした。私もあのようにになりたい、

好きな仕事をしながら報しゆうもいただけるし、相手からも喜ばれるなんて、こんなよい職業が他にあらうかと思ひました。

そんな気持ちで高山美容学校に入つたのですが、学校を出て、あるお店にインターン生として入つて一年間、一番下っぱで働き、美容師試験にパスして、名前だけは一人まえの美容師になつてからも、やはり当分は見習いとして、下っぱの仕事が続きまして。

始めはタオル洗いと床をうじ、それに助手(ピン出し)の仕事ばかりさせられました。時には助手のやり方がわるいと云つておこられ、悲しくなつてトイレの中まで泣いてしまつたこともあります。それでも始めてシャンプー(洗髪)のお客さまが自分についてたとき、うれしくて、うれしくて、夜、床に入つてからも、しばらくそのことが頭からはなれなかつたほどでした。

また、仕上げ(結髪)をしてもよい、と先生から云われたときには、「これから本番」と張りきつたことなど、今でも忘れられない思い出で

す。現在、私は労働省附属の職員のための美容室の主任として、三人の助手といつしよに美容の仕事にはげんでいますが、まだ未熟ですから、いつそ技術を研究して、将来は店を持ちたいと思つています。この職業は自分で店を持つとか、美容の講師になるのではありません、収入の点でも、時間の点でも、あまり割のよい仕事とは云えません。

美容師という職業は、体が丈夫で、この仕事に好きな人ならだれにでも適すると思ひます。けれども、もし、中途はんばな遊びの気持ちで始めたら、決して長つづきしないでしょう。なぜなら、この仕事は、人が遊ぶときにいそがしい仕事ですから。また、働く時間も長いし、いそがしいときは食事もお不規則になりがちですが、体が丈夫なことは何よりも大切な条件です。この職業は家庭に入つても、続けていけますし、また結婚して一時やめても、また必要のときには、いつでも始められます。

美容院の数も今はずいぶん多く、美容師の組合にも入らず、協定料金を下げて競争している店もあります。料金を下げるよりも、実質的に技術を向上させてお客さまにサービスする方が、美容師の地位を下げないためにも、よいのではないのでしょうか。これからは美容師試験の実地をもつとむずかしくして、美容師の質を向上させるということです。質のよい美容師がたくさんでることが望ましいと思ひます。

美容院で働くインターン生や見習いは、仕事

をおぼえる期間だからという理由で、いまだに昔の徒弟制度のような待遇ですが(よいところで月二〜三千円くらい)、たとえ下っぱの仕事でも、その美容院のために働いているのですから、最低五〜六千円くらいは出すようにしたいものです。

私は、自分の好きなこの仕事を、最後まで続けていきたいと思つています。

雇われている人
にもよい職業に

斎藤 浜子

(新宿・リリー美容院)

私が美容師の試験に合格したのは、昭和二十六年で、そのころはまだ、厚生大臣認可の美容学校を出ないものでも試験を受けることができませんでした。試験にパスしてから、山野千枝子先生の美容学校の研究生として一年半くらい技術を学んでから、街の美容院へ勤めました。

今、私は新宿柏木にある従業員五人という規模の美容院に主任技術者として、通勤でつとめています。ここに落ちつくまでに三度店をかわりました。どうして店をかゝつたかと云いますと、始め入つたところで、下の仕事—助手的な仕事を一年半もしていましたが、なかなか

一人前の仕事をさせてもらえませんでした。これは指導にあたる人の方針にもよりますが、お客さまの方で、今まで下の仕事をしていた人が、途中から技術者になつても、何となく、その人の技術を信用してくださらないのです。経営者としてみれば、お客の手前もあつて、いつまでたつても技術をさせないという結果になります。そういうわけで、最初から技術者として新しい店に入つた方が仕事がしやすいからです。

私がこの職業を選んだのは、外から見ても、この職業は、女が一人で生活するのに、よい職業だと思われたからです。人に雇われないでも一本立ちでできる仕事だし、一人まえになるのも早いだろうと思ひました。

ところが自分が美容師になつてみて、この仕事はずいぶんつらい職業だということがわかりました。また一人まえになるのにも、もちろん各人の能力によつてちがいはありますが、免許をとつたから、すぐお客さまの髪が思うように扱えるというのではなく、相当ながい修業と研究がいる職業です。また、サラリーマンとしての美容師の給料は一般に低いので、一人立ちにならなければ、わりのあう職業とは申せません。といつて店を出すには相当の資本がいりますし、経営の手腕もなければなりません。とても美容師のサラリーでは、資金を積みたてるといふことは夢物語にすぎません。

今、東京都内に八千軒の美容院があるといふことで、美容師の数もずいぶん多いのですが、現在、学校を出たものが全部美容師になるとい

うわけではないので、試験にパスすれば、勤め口はあります。しかし労働時間は長く、初給はお小づかい程度、休日でも月二回がよい方という状態で、相当の重労働です。ですから、私としては、身うちのものなどには、この仕事をすすめようとは思ひません。これからは、この仕事が好きで、どうしてもやりたいという人だけがなるようにおすすしめします。

最近、環境衛生営業法という法律ができたといひますが、このような法律も経営者の立場からしか考えられていないように思ひます。また美容師の団体もありますが、これも経営者の組合のようなもので、その中で働いている人の立場を守るような組合はないし、技術者になつても、雇われて働いているものの立場は、ずいぶん弱いと思ひます。今、私たちは五人の従業員で相談して経営者の同意を得て、早番朝九時から夜六時まで、おそ番朝十時から夜八時までとして、一日交代でやつていますが、これでも長時間労働が少しはよくなりました。こんな小さなことからでも改善して、雇われているものの条件をよくしていかなければ、美容師全体の地位は向上しないのではないかと思ひます。それに、技術をおぼえるにはむしろ若いうちの方がよいとも云われていますが、やはりこれからは美容師の地位を高める上にも、高校くらいの教養をもちたいものと思ひます。

お客さまの髪が思うように仕上がつて、お客さまも喜んでくださつたときが、美容師として

家庭生活と両立する職業

山野 愛子

(山野高等美容学校校長)

美容師といえば、今でこそ総合美はもとより、服飾の面から教養面まで指導的な立場にあり、社会的地位も高くなつてまいりましたが、私が十七才でこの道に入った当時は、「髪結いさん」などといわれ、良家の子女のすることではない、未亡人、二重さん、失恋した女の人のけがする仕事といわれていたものです。ですから私が小学校をでて間もなく美容師になりたいといったときは、「何も好きこのんで」と家中はおろか遠い親戚までもが大反対でした。

でも母の「そんなにまでお前がやりたいのなら」というありがたい助言や、父や兄の「どうせ三日坊主だろうから」という気持をよそに、九人兄弟の負けん気な手におえない末娘の私は、当時上野池の端にあつた志田美容学校に喜々として入学したのでした。

女でも力があれば立派に独立した生活が出来

何よりもうれいときですか、美容師も職業です。これから、これによつて自分の生活が向上しなければ、やはり、この職業がほんとによい職業だとは云いきれないのではないのでしょうか。

るといふ確信と、何んとかして三日坊主だといわれた汚名を返上してやらねばという気持と、自分でも自負する手先の器用さをフルに使つて三か月に日本髪、洋髪、美顔術とみっちり勉強したものです。

昔はフケ取り三年、一人前になるまでには十年かかるというほど、美容技術を学ぶには先生のおつてゐるのを見覚えする以外に方法はないのです。ですから技術を修得するまでは、学校を出て自分のお店を持つてからも血の出るような修業の連続でした。

そのうちに日本髪から洋髪の時代と美容界も大きく転換してからは、新しい髪型をどんどん創作していかなければならぬので、言葉が解らないながら外国の雑誌をひもといたり、写真や絵などを参考に、シルエットの研究、それから変化つけて新しいヘア・スタイルを考案してとどしと世間に発表したのです。

今にしてみれば何でもありません、その頃は自分が修得した技術を発表するなど、とんでもないという秘伝主義時代でしたので、創案した髪型や結髪方法を一般に公開するなど、旧来の陋習を破つてのことと、大いに歓迎されたものの、一部の同業者には反感を抱かれたものでした。けれど美容師という仕事は、一般大衆の中にあつてこそ成りたつものという気持のもとで合理的で働きやすく、スマートで、また料金などの点もあくまで庶民的な考え方の上になつて大衆の相談相手になることに決めたのでした。

その後、私は絶対に結婚はしないという始め

の誓を曲げて、当時官更だつた主人と結婚したのですが、二年後国産パーマの機械製造の仕事に移つた主人と共に、互に協力しあつて働き、今日にいたつたわけでした。

戦時中の苦勞から、戦後の働くことと食べることに勢一杯の時代の波にのつて、あるときはお金をかけない新日本髪や、お百姓さんがワラジを編んでいるのを見てヒントを得た三つ編やソフトラップ法、またスピード時代にふさわしく髪をカールするときにはエンドリング法を使うようにとか考えたものです。

美容師という職業に一番大切なことといえは、創意、時代性、大衆の心をつかむ技術が如何に大切であるかということです。今では美容師になろうと思えば昔と違つて、希望する美容学校に入つたあと、一年のインターン期間を経て国家試験に合格すれば、だれでも簡単に二応美容師としての資格が得られるわけですが、大成した美容師になるには、それからの心がけが必要なことと思います。

学校を卒業さえすれば、先生も何もないと考えられるような人や、世間を渡つていく心がまえのない人は、美容師としても失敗しているようです。やはり自分と社会のつながりをはつきりみきわめなければならぬからでしょう。また、世間でよく問題にされることで、家庭生活と美容師という職業が両立するかどうかと云うことは、私の長い経験からはつきり両立できるといえます。得てして経済的に独立出来る力のある女性は、家庭生活にひびの入りやすいものです。

が、この点を充分に考えて、立派な仕事をしていくには、夫の協力がなくては出来ぬものという気持であつて欲しいと思うのです。

昨年の九月世界一周美容旅行の際にも、つくづく感じたことですが、世界各国に伍して日本の美容技術が、少しもおとることがないということは、十数年間に日本の美容界が如何に目覚ましい発展をしたかということでした。これを目のあたりにみて、喜びと共にまだまだ学ばなければならぬ数多くのことを思い、優秀な若き美容家をとしとし養成して、国際社会に送り出していききたいと念じております。

美容生活三十五年

山野 千枝子

(東京高等美容学校校長)

「美容とは？」

わたしは答えます。

「それは、かくされている個性美をひき出し、失われた美をとりもどすことです」

精神美、健康美、調和の美。——欠くことの出来ないこの三つの要素の総合のうえにうちたてられた女性美は、空にえがいた虹ではなく、直接、人生の幸福につながるものです。「クレオパトラの鼻が、もう少し低かつたら、世界歴史は変つていたかも知れない」という警句は、

その意味で、決して一場のユーモアではありません。かぐや姫にしても、シンデレラにしても、もしも彼女たちが美神の恩寵から見放された醜い乙女たちだつたら、ロマンにも童話にもならなかつたことはたしかであらうと思われまふ。美しいということは、しあわせなことです。当人の幸福であるばかりでなく、それは花のように、人目をたのしませ、ひいては社会全体をあかるくさせまふ。

しあわせな夫婦を単位として、それを一つずつ増やしてゆくことが、住みよい理想の社会をきずいてゆく近道であると私は信じています。そのためにも、ゆたかな女性美を創造してゆく美容師たちの仕事は、今後ますます、社会的な意義と使命を加えてゆくことにちがひありません。わたしは、美容師になつてよかつたと、今も、しみじみ、かんがえております。

いまから凡そ五十年のむかし、私はふるさとの港町ヨコハマで毎日のように白い大きな外国船を見て、まだ見ぬ外国に憧れておりました。兄が貿易の仕事をしていましたから、幼い時からそんな雰囲気の中で生半可の知識を持ち合わせていたのです。

結婚をしてアメリカへ渡る時、私の胸には果てしない希望がふくらんでいました。なにか選ばれた者のようなヒロイックな、そして何か立派な人間になつて社会のためにならなければならぬ——そんな気負つた人生の首途でした。

しかし、「ローマは一日にして成らず」私の人生も有為転変、しつじにさまざまなことがあり

ました。アメリカで育児のかたわら、一人前の美容師になるまで——この美容師になつた動機は、やはり美しいものを作ることが趣味でしたので、最初、人形造りを考えましたが、それよりも生きた女性をより美しくする美容師のほうがやり甲斐があると思つたのです。——開業しても、単なる、もうけてだけゆければよいというのでなく、その頃まだ旧い日本髪の時代であつた日本に帰国して、便利で活動的なパーマネントを拓めるための苦心、美容というものを真に理解していただくための努力、数えたてればきりがありません。それは全く茨の道でした。洋裁でもそうです。今でこそ洋服は日常生活化しておりますが、今日あるためにはそれぞれ道の先駆者が血みどろなたたかいを重ねてきたのです。こうして日本文化が進んできた私もひそかな自負を感じております。

一昨年、美容三十五周年記念の会を催して戴き、齢六十三才を数えますが、私はまだまだ私の生涯をかけた「美容」という仕事を愛し、日夜このために働いています。「女性が美しく、社会が明るく」ということは、真の健康の上に成り立つものであると存じ、最近では健康美容法を提唱し、その実際について総合美容センターを作り、理想的な女性美をつくることに努力を続けております。

ガールズ、ビー、アンビシャス——希いは祈りと献身によつて叶えられます。この信念を、わたしは、わたしの半生によつて学びとりま



家内労働の実態をたずねて

—実態調査のルポ—

婦人労働課

「水山の一角」ということがあるけれど、水面には、ほんの僅かしかあらわれないが、目にみえない海中には、はかりしれない大きな水塊を擁している。こんどの調査で把握された家内労働の実態には、これに似た示唆が多分にふくまれているようです。

この調査は、内職を営んでいる間屋製造業者から下請工場へ仲介人・家内労働者に至る家内労働の支配系列をあきらかにして、その間に介在する婦人労働の問題を把握することに重点をおいて行われたものです。その実情は予想以上に複雑多岐であり、そのスケールは、目にみえないほう大なひろがりをもっていることがわかりました。そのために調査を担当した婦人労働課員は、思いがけない、さまざまな困難にぶつかつたりしましたが、ともかく、小さな町工場や、商店につながる家内労働の系列を追いかけ、いくつかの実情を把握することができたわけです。

輸出用金属玩具の場合

S 機器(株)

モーターがうなりはじめると、乗手がハンドルはつかんだまま足をあげて一た

ヒモ通し一〇銭(人相ヒモ)、同八銭(木綿ヒモ)、サイレンの紙箱はりやパネ取りつけ三〇銭、大ファイバーのかしめ一八銭——だが、私たちが訪ねた内職者は一人は八年、一人は五年の経験者だつたが、二人とも家事のあい間に一日平均五時間位の労働で、一か月には四千円台の収入を得ているのだから、他の内職に比べると「ずいぶん割がいい」のだという。

N 工 業

強い風の吹く初冬の午後、京成電車沿線の小駅に下車、にぎにぎしい商店街が突きて間もなくN玩具工業株式会社の門を入る。従業員一六五名(男八〇名女八五名)の小企業で、事務所隣接して研究所・プレス工場・組立て作業場の棟がならんでいる。組立て作業場のぞいて見ると、女子労働者がコンベアーをはさんで二列に並び、流れ作業で部品をつぎつぎ組立てている。中学卒位から五十才を過ぎたような人もおり年齢層は広い。デパートの玩具売場で子供たちの人気をさらう飛行機・自動車・潜水艦・宇宙パトロールカーが、この人たちの手によつて生まれ、また、遠く海を渡つてドメルを稼ぐわけである。輸出先の筆頭はアメリカ・ヨーロッパ・カナダ・東南アジアの順で、生産高の九五パーセントが輸出先である。

しかし、単に工賃の単価が安いだけではない。玩具産業は今のところ米國一辺倒の輸出産業なので、一たん米國の市場からしめ出されたら、ガタッと一べんにまいってしまう。そんな時に雇用労働者を何百人もかかえていたら、とんでもないことになる。その点、内職なら、仕事はありまじと一言いえばそれつきり、退職手当も失業保険も、面倒なことはいらない。それに就職難などというけれど、どういふものか、女子工員(中卒)のなり手がいない、給料はそう悪くはない筈だが……とメーカーはいふ。だからまずまず内職者さままで、少しくらいの

は降り、あらためてまたがって、それからおもむく走り始める電動オートバイ。金色のカゴの中の小鳥が、からだをふりながらたえなる声で鳴きはじめる。SINGING BIRD。いま向島のこの工場であつて、このおもちゃは出来上がるのだ。中には、このおもちゃに、わが身と家族の生活をかけている人だつてついている。

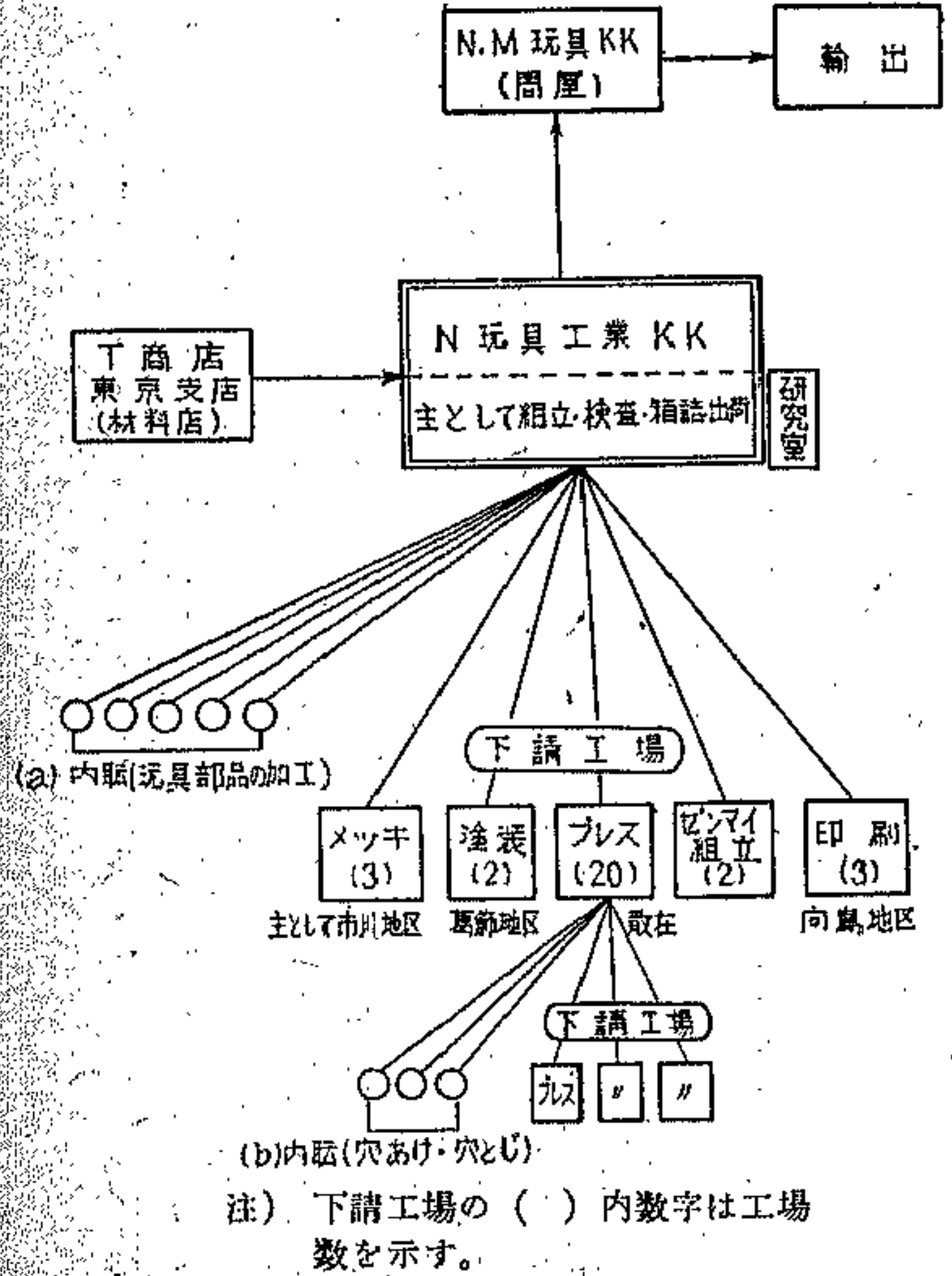
このことをのみこんでもらうためにはまず、この二つの高価なおもちゃの製作工程から説明しなくてはならない。メーカーの研究部が問屋の意見をいれて、試作品をつくり、それでよいとなつたら鉄工部でプレス型をつくる。(オートバイ一つになんと二五〇の型が必要なのだ。)印刷工場(協力工場)からは、ちようど雑誌のフロクなどによくある紙の組立オモチャのように、鉄板に平面図を印刷してくる。それで絞つて凸凹をつける。その間に、約六〇の協力工場から、ゴム部品、造花・フェルト・セシマイなどを買入れ、塗装・メッキに出し、プレス加工やモーターなどの主要な部分は直轄下職(下請工場)「このメーカーの場合は約一〇工場」にまかせ、サイレンの紙箱はりや、乗手の折り曲げ、帽子の着つけ、名札のヒモ通しなど、簡単な部品の加工は、附近の二〇軒

料の受渡し、支払い、簡単な技術指導等に当たらせている。従つてここで、いわゆる仲介人の手は経ないしくみである。この会社における家内労働の委託形態には、(a)直接家内労働者に出しているもの、(b)会社に直属する下請工場から仕事を出しているもの、の二つの型がある。(図参照)

そこで、直接工場から仕事をうけている内職者A(四十二才の主婦、夫は工員、子供四人)、下請工場から仕事をうけている内職者B(三十二才の主婦、夫は工員、子供一人、実母同居)を訪ねる。

「内職者A」会社から東へ約三丁、ドブを埋立てたあとアチコチに木の香の新しい家も見られるいかに新開地らしい

家内労働の委託形態



注) 下請工場の () 内数字は工場数を示す。

婦であつたが、タイヤの方は一個八銭の工賃で一日約千三百個、後者は一個十銭で一日千個位仕上げるが、玩具の種類によつて工程も準備もその都度ちがう。就業時間は午前八時頃から夜十時頃まで、食事の仕度や後片付けに時間を割いて実働十二時間位、時には子供たちも進んで手伝つてくれると、かたわらの小さい女の子に笑顔をふりむける。

仕上った品は会社のダットサンが受取りに回つてきて、その時、次の仕事を置いていく。工賃は翌月の五日に一月分まとめて支払われる。A子さんの十月の就業日数は二十五日間で、受取つた金は約四千円だったとのことである。

「内職者B」 B子さんはN会社の下請プレス工場O製作所の附属品加工の案内労働者で、仕事は直接製作所から貰い仲介人の手は経ない。O製作所は会社からほど遠くない地点に在つてプレス機械が六台据付けである、いわゆる町工場である。女二名男五名の雇用労働者を使い、妻君もモンベにチャンチャンコ姿でかいがいしく立働いている。ここにいる話の聞いたあと暮色の迫つた風の中をB子さんの家をたずねる。O製作所から三百メートル位離れた普通のしもたやであつた。あいにく子供が流感で、看護のため手が外せないB子さんに代つて、同居のお母さんにいう。

工場につとめていた時代から十年余りの経歴を持つというB子さんは、恰に

カットパンというプレス機械一台を購入した程の熱心さである。仕事はカットパンで穴をあけた金属部品を重ねてハト目とよめる単純な作業で、一工程の準備六銭、一月まるまる仕事があつて約六千円位の収入になるが、十月は四日間の仕事しか貰えず無理をして購入した二万円は取れるような仕事がないと困る。製品はO製作所に届け製作所から翌月の五日に工賃が支払われる。工賃の安い不満があるけれどO製作所とは親戚関係にもあるので不満もつよくは切り出せないでいるとのことであつた。

子供のセキの聞こえる模様に、B子さんがお母さんのいい足りぬ箇所を言葉添えて質問に答えてくれたのは有難かつた。厚く礼を述べて辞去しようとするあとを追つかけるようなお母さんの言葉が今もつよく耳底に残つてゐる。

(秋月・大沢)

メリヤス製品の場合

A 商店

私達のグループは、浅草の毛糸手袋の輸出業者A商店の調査を担当し、その下請工場、仲介人、内職者を順々にたどつて訪問した。

の手仕事として人気があるといわれるが、一つの手袋が完成するまでには内職者だけでもかがり内職者、仕上げ内職者、刺しゅう内職者など、六つの工程をくるくる回つてやつと出来る。この仕事にたずさわつてゐる婦人は、都内はもとより、神奈川、栃木、茨城、静岡、初島、遠くは四国までも及んだこともある。それに下請工場の労働者を合わせると、A商店の手袋製造には、約一万人の労働者がかぞえられるという。こんなに多ぜいの手間をかけるよりも、工場形態にして流れ作業でやつたらどんなものかと思ふのであるが、業者に言わせれば、どんなに手間をかけても、内職者に頼る方がはるかに安いコストで上がるというところだ。このことから、この手袋の製造に従事している内職者がいかに低賃金で働いているか容易に想像出来る。

編織は全部A商店から貸与され、一日三〇〇円一千円の損料を払う。ここで手袋の甲や指先を編んだら、次にはこの工場を抱えている内職者に指のかがり、指先のとし、下附、手袋口折返しとじをやらせてA商店に納める。朝早くオート三輪で内職者の家々を回つて前日頼んだ品物をもらい、新しい材料をおいてくるんですが、私達にとつちや内職さんは大事なお得意ですから大切にしていますよ」と工場主は言つていた。

昨日のB編立工場の内職者Cさんの家を訪ねる。きちんと整理された家の中で「近所の人がみんなかがりをやつてゐるもんですから、わたしも二か月前から始めたんですけど、根気のいる割にお金にならなくて」と語つていたが、工賃は子供用、大人用と大きく異なり、一ダースで六五円、最高二二〇円迄とのこと、御主人の留守をみて働くから、一日せいぜい一ダースが限度だそう。

かがり上がった手袋は、ここ両国のD仕上工場に送られてくる。工場といつても名ばかりの八畳一間のバラック建で、中に八畳と型するだけの素直なムツと、

この工場の仕事は、手袋の形の鉄板に手袋をはめては大きなせいで蒸して形を整えるのであるが、ひとつ入れるとひとつ出しといった具合で、二名の少年工はまるで機械のような正確さで手と腰をつかつて働いている。部屋の隅では、中年の婦人が一人機械を使つて手袋裏の毛ぼだてに忙しい。そばでは工場主の奥さんが、背中を丸くして一ダース毎の結束に夢中である。

そして更に、起毛のための裏返し、ネーム付け、手口のゴム通し、右左のとし等の細かな仕事がお抱えの内職者におろされるのである。丁度そこへジャンパー姿の若い男がとび込んで、仕上げの出来具合、製品の検数、督促と手きびしく指図してゆく。『あの人は、A商店の小番頭で、こうして毎日監督に回つてくるんです』ときちんとひざを揃えて座つたおやじさんは苦笑する。ここで当工場の仕上内職者Eさんを紹介してもらう。

○月〇日

右も左も材木ばかりの深川の木場にEさんを訪ねた。引揚者だという御主人は材木屋さん。奥さんは、高くつまれた色とりどりの手袋の山をせつせとくずしてゆく。今日の仕事は、手袋手口のゴム通しに、ネームつけ、起毛のための裏返し。また特殊な技術が必要がなさそうだが、さほどとして根気のいりそうな仕事である。それで工賃は、手口ゴム通し一ダース十円、二ダース二十円、裏返し一ダース

十二円、とじだけなら十ダース五円という低賃金、これを始めて四年になるというEさんの一日の収入は平均一〇〇円、納期に間に合わない徹夜もするそうだが遅延が多いとこぼしてゐた。『近所にも少し工賃の高い所があり、この辺の内職者は移りたがつてゐるのです』が、なかなか工場ではなしてくれないし、私達も長いことお世話になつて義理もあるので我慢しています。このように内職者が少しでも工賃の高い方へと流れたがる事が下請工場の一歩の悩みの種らしい。

○月〇日

仕上げのできた手袋は、更に刺繍仲介人を通して、刺繍内職者に下ろされる。A商店にはこの仲介人が二百五十人位いるが、殆んどが女性である。今日は西六郷に住んでいる仲介人Eさんを尋ねる。家の中をのぞくと、せまい部屋には子供を背負つたエプロン姿のおばさん達で一杯だ(表紙二の写真参照)。町会の班長をしてゐるEさんは、二十七、八才のインテリ風な奥さんで仲介を始めて六年になり、現在二〇〇人の内職者を抱えている。A商店の他にB商店の手袋刺繍、C商店の昆布巻の仲介もやつてゐるそうだ。仕事の内容は技術指導、工賃受取、精算払、材料受渡し、検品、補修とその一日は目が廻るよう忙しい。徹夜をすることもしばしばで、翌朝ちよつととうとうとしたと思うともうA商店のオート三

B 商店

メリヤス製品製造業B商店の調査結果からは、明かるといふ家内労働……といえそうなる実態がみられた。

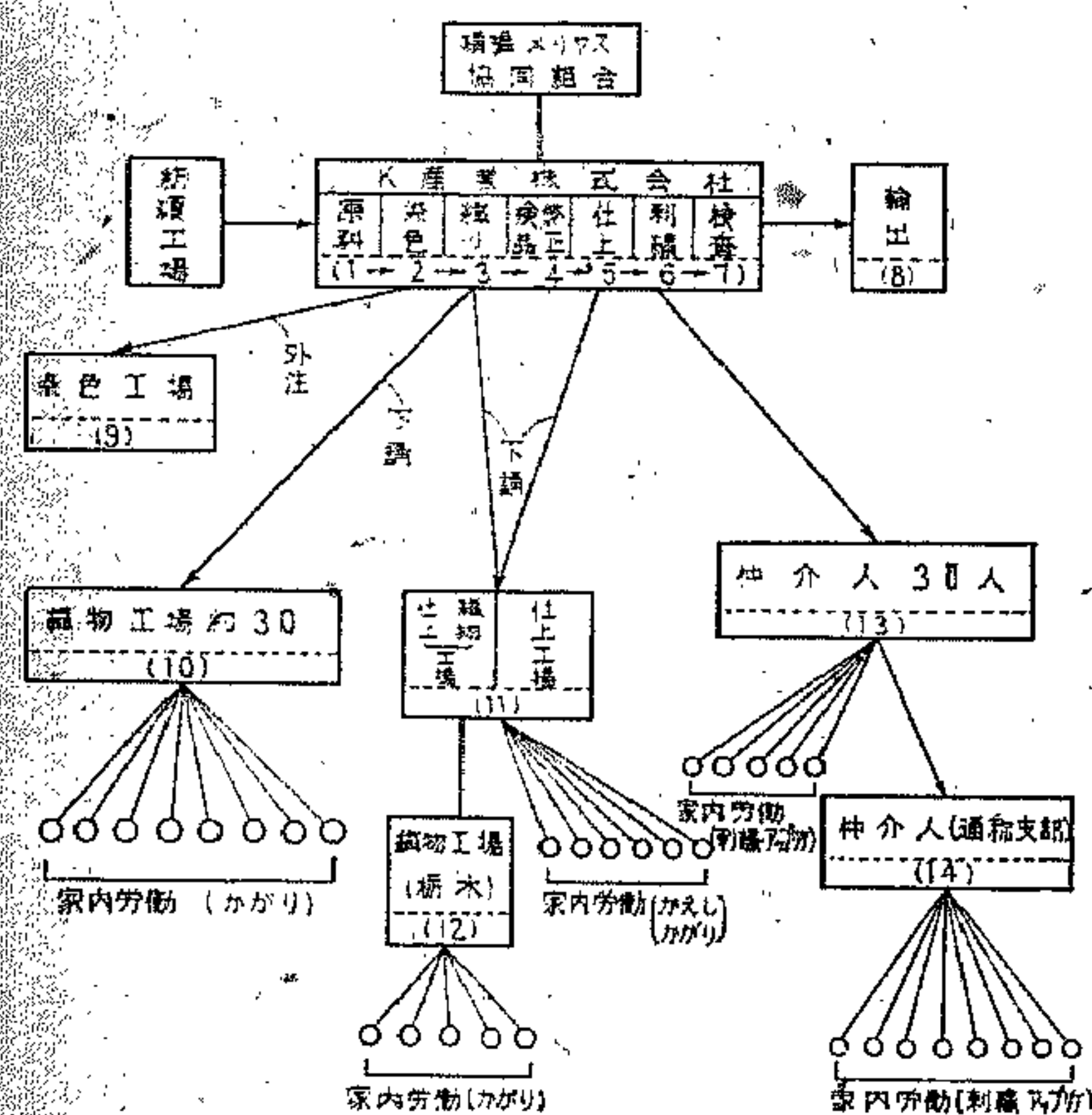
B商店のある墨田区一帯は、メリヤス製造加工業者が密集している地帯で、東京都内では俗にいう下町に属している。調査員二人がこのS区で都電を降り、戦

災による焼土化の名残も見当たらずに家並びが建ち続く大通りにB商店を探し訪ねたのは、十二月上旬であつた。B商店のメリヤス製造は、国内向けの紳士用カーディガンと婦人用下ばきの二毛織製品が主であり、年間売上高五千万円をあげ、うち六〇％がデパート問屋向け高級品の出荷であり、地方向けは一五％にすぎない。店主が横編莫大小事業協同組合の役員をしてゐると聞いてきた調査員は、さぞや大きな店構えであろうと想像していたのとは反対に、案外の間口の狭さに、いささか戸惑つたが、店内を案内されて奥に行く程、長く広く増築された建物なのに更に一驚させられた。この建物の一番奥の一、二階が作業場に当てられてゐる。

蛍光灯のともるそこには、男女三十一名の雇用労働者が働いており、男子一七名、全員と女子の半数の七名が、N県から働きにきている住込み者で、ほとんどが年少労働者である。ちなみにN店主もN県人であり、創業三〇年に及ぶという。

次頁の作業工程図でみられるように、製品の製造元のうちB商店においては、主に機械操作によれる工程部門と総仕上げ部分がなされ、家内労働者には、現在はまだ機械がなく手工作業によるしかない半かがり部分が委託される。それら以外の工程は、S区辺のメリヤス製造業者を相手に営まれてゐる工場に外注される。だが商店の場合は、下請工場をも

K 産業工程図



輸出用毛糸手袋、年間約二〇万ダース
(日本の年間輸出量は約一〇〇万ダース)
を生産するK産業(労働者数男二〇名、
女八〇名)が原料を購入して輸出するま
での工程を图示すれば凡そ左の通りであ
る。图中()内の数字と注を参照しながら
みて頂きたい。

(注)

(1) 原料である毛糸を購入して製
品ができるまでの製造工程で、検

K 産業

品、修正及び最後の検査以外は外注
・下請または家内労働によって行わ
れる。

(8) 製品は全部輸出で、その九〇%は
アメリカ、残りの一〇%がカナダへ
輸出される。取引は輸出先の商社ま
たはデパートと直接行う。

(9) 都内の染色工場に外注するが現在
取引しているのは三工場で、従業員
三〇名と六〇名程度のものであるが
経済的に従属した下請ではない。

(10) 縫製工場は下請で、近県に三〇あ
り、従業員五名程度の零細企業で手

B商店の作業工程図



つていない。

作業場の中に立つと、原料の毛糸が女
子労働者の手で余まきにまきとられるか
たわらで、男子労働者が操作する手動、
自動の縫製機からは、丁度、洋裁の原型
型紙をつくりながら紳士用カーディガンの袖
のない身頃が、つぎつぎと連がって編み
出されているのが目を引く。これらは次
に、隣室のミシン裁縫部門に運ばれ、ま
たたくまに、前、後身頃と袖と縫い合わ
され、カーディガンの体裁につくられて
いく。だが、紳士用カーディガンの場合
は、普通ゴム編みになっている袖口と身
頃の下の方の糸目の半かがり、婦人用下
ばきの場合、裾明きの半かがりと上部の
紐(ゴム)通し部分の半かがりは、機械
がないので、どうしても手工によるなけ
ればならない。これが家内労働者の手に
ゆだねられる加工部門である。

B商店から委託される家内労働とは、
前記した毛織半製品の半かがり部分を、
蒸気でむし、同色毛糸で毛糸針を用い、

かがつていくだけの単純作業であり、一
応の器用さと根気があれば、大した技術
を要さない工程部門である。

この仕事を委託するのには、B商店の場
合は、仲介人が介在せず、家内労働者に
直接おろされているのが特色であった。
仲介人による手数料の差し引きがない故
もあつてか、一か月当り加工賃は五、〇
〇〇円、二、〇〇〇円、比較的に高
い。工賃のコストについては、B商店の
話と、調査をした家内労働者の答えの間
に、若干のくいちがいをみたが(紳士用
カーディガン一着当り加工賃、業者は一
〇円未満、家内労働者は五円。婦人用下
ばき一着当り加工賃、前者は一八円、二
〇円、後者一五円二〇円)、一日八時間
の就労で二五〇円くらいになるとい
う相場は、家内労働工賃としては、相当に
よい内職であるといえるのではなからう
か。

仲介人が入らないということとは、B商
店と家内労働者との間の、加工委託方法

も簡単にしているように見受けられた。
毎日、朝と午後一時、二時の二回のう
ちの都合のよい時に、B商店に家内労働
者が行き、一日分の仕事をあずかり、自
宅に帰って加工し、翌日それをB商店
に納め、次の一日分の仕事を、又、持っ
ていくという仕組みになっている。調査
時、商店関係の家内労働者は二〇人、全
部女子であった。

工賃の支払いは、一月二回、半月分払
いになっている。家内労働者はそれぞれ
「内職通帳」を持ち、加工製品を受取る
都度、通帳の上部に受付け月日、加工品
目、数量を記入し、翌日加工を終えた品
物を納める際に、その下段に納入月日と
受領印を記入捺印してもらい、半月を経
て半月分の工賃の支払いをうけるわけ
である。

これら二〇人の家内労働者のほとんど
は、B商店の近隣居住者であり、七人、
八人の半数近くが、Y印刷会社の職員寮
の主婦連であるためか、業者は製品に対
する危険(持逃げされる等)を余り感
じないでむしむらしく、従って、契約は口
頭ですませ、保証金もとっていない。

B商店を出た頃は、街はずれに貴賓が
かつていたが、調査員は二手に別れて、
家内労働者二軒を訪ね、その実際に接す
ることができた。

「A主婦の場合」

六年前、B商店の店頭の内職募集のポ
ラをみて、店主と直接面談し、以来就業

している。一日五時間、七時間の就業で
婦人用下ばき二ダース位の加工ができ、
二五〇円位の手間になる。小遣がせき
目的。家族人員四人、夫は職工である。

「C主婦の場合」

家族人員六人のうち、息子の一人が肺
結核におかされ、長期の入院治療が必要
だと医師からいわれたが、Y印刷K労働
者の夫の収入だけでは足りぬため、必要
な分、知人の紹介によって就業した。
以来七年間、B商店の内職を続けでき
ている。

現在は毎日、午前十一時頃から午後十
一時頃迄の家事労働のあいだに、一日大
休八時間位働いて二五〇円の手間にな
っている。B商店の内職は毎年六月、十
二月頃の期間迄しか仕事がないが、仕事
がない時にふとんの縫いかえしなど、家
事の整理をしているという。

調査員と対談しながらも、器用な手つ
きで仕事を続け、「内職をした人々が、
この辺にもたくさんいるんですけど、内
職にもいるいるありません。私などは
よい内職を持つて仕合せなんですよ。
よ。お陰様で……」と話してくれた。

立去り際にみせてもらった内職通帳に
よると、十一月十五日と三十日の半月分
として、四、二三〇円も記入され、そ
の下に受領の指印がはつきり赤くついて
いるのが印象的であった。(北川 伊藤)

動の機械により手袋の主要部分が織
られるが、指先と手首の部分の「か
がり」は家内労働者に委託される。

(11) 下請として都内に二工場あり、各
々年間約一〇万ダース仕上げを行
う。一方の工場は織りも行い、更に
栃木市に織物工場を経営している。
仕上げ工程では「起毛」のため「返
し」が家内労働者に委託される。

(12) この工場は、男子二〇名、女子五
名の従業員を有し、製品は直接仕上
工場に送られるが「かがり」は女子
刑務所にも委託されている。

(13) 刺繍(またはアップリケ、以下単
に刺繍という)は総て東京郊外、横
浜方面在住の仲介人を通じて家内勞
働者に委託されるが、K産業と仲介
人との間には「製品を紛失または破
損した場合は、仲介人が負担し、K
産業の指示したものに寸分違わない
ものを納入する」という契約書が取
交され、委託する場合は、製品見本
と、サイズその他刺繍の方法を明確
にした「製品指図書」が渡され、工
賃の約一〇%を仲介手数料として徴
収している。

(14) 前記の各仲介人に従属して通称支
部といわれており、末端の家内労働
者との連絡、技術指導、加工品の配
布及び回収を行い工賃に対して五%
の手数料を徴収している。

田区)において行われるのは、織り上
つた手袋の検品、修正と、刺繍した完成
品の検査のみで、主たる製造加工は下請
と家内労働に依存している。

紡績工場から購入した毛糸は、染色の
ため染色工場へ外注される(ダーク系の
ものは織る前に染色するが、ピンク等の
明るい色のものは手袋に織つてから染色
する)。染色したものは下請の織物工場に
送られるが、織物工場は静岡、長野、千
葉、群馬等の近県に三〇あり、その運搬
には、トラックの定期便を利用して
いる。このように遠隔の地に下請をもつ理
由として①労働者の賃金が低いこと②
「かがり」の家内労働者が都内では少
いこと等があげられる。織物工場では「か
がり」が家内労働によって行われ、年間
一万ダースを生産する某工場の例では、
七〇人の「かがり」の家内労働者をもつ
ている。工賃は、一日平均一、五ダース
の作業量で六〇〜七〇円(一時間約一〇
円)である。

仕上げ工場における作業工程は、手袋の
裏返し↓起毛↓表返し↓蒸気仕上げとなつ
ている。手袋の「返し」は簡単な棒状の
器具を用いてする坐作業で、一ダース一
円四〇銭の工賃で家内労働者によって行
われる。通常一日の作業量は、七〇〜八
〇ダースであるから一日の工賃は約一〇
〇円である。これを雇用労働者に行わせ
ると二五〇円の賃金を支払わなければな
らないから、家内労働者に行かせた方が

はるかに有利である事業主はいつてい
た。起毛は手袋を温かくするため、起
毛機を使用する。最後の蒸気は、アルミ
製の型に手袋をはめ、値の時間蒸気を
通すことにより糸を伸ばし、製品の見映
えを良くするものである。仕上工場から
送られてきた手袋は、更に刺繻のためK
産業から一ダース七〇円(一三〇円)刺
繻のデザインにより工賃が異なる。で、仲
介人を通じて家内労働者に委託される。K産
業に従属する仲介人は三〇人(うち女子
八名)で、各仲介人は最低三〇人から最
高二〇〇人の家内労働者をもつており、
K産業の刺繻家内労働者は約三、〇〇〇
人と推定されている。委託の方法は、直
接家内労働者に委託する外、仲介人がそ
れぞれ支部と称する下仲介人をもち、加
工品の配布、刺繻の方法の教授等支部を
通じ末端の家内労働者に委託している。
以下仲介人A氏とその下仲介人B氏の場
合を紹介することとする。

「仲介人A氏(男)の場合(品川区)」
戦前A氏の妻がK産業に勤めていた関
係から、戦後K産業の手袋刺繻の仲介を
始めるに至つたもので、一か月約二、五
〇〇ダースを取扱い、手数料は、一デー
ス平均一〇円で一五、〇〇〇円の収入が
あるという。家内労働者は下仲介人六人
を含めて約一五〇人いる。加工品の下仲
介人に対する配布、刺繻方法の教授、工
賃の支払い(毎月二五日前切で月末に支
払ふ)等が主な仕事で、仲介人に対する
いふものもあるという。(鈴木、仙田)

○売春対策関係予算復査促進
進の具申書
売春対策審議会では、売春防止法完全
実施に伴う関係各省庁三十三年度要求予
算大幅削減について、一月十日、緊急総
会を開き協議した結果、予算の復査を促
進する意見具申書を内閣総理大臣に提出
し、関係各省庁にもその旨を配布した。
左記にその全文を掲げる。

○本年度「婦人の地位委員会」
会期の開催を要する
婦人の地位委員会第十二回会期が来る
三月十七日から、ジュネーブの国連欧州
事務局において開催されます。仮議事は
次の通り。なお日本からは代表として、
谷野婦人少年局長が出席の予定です。

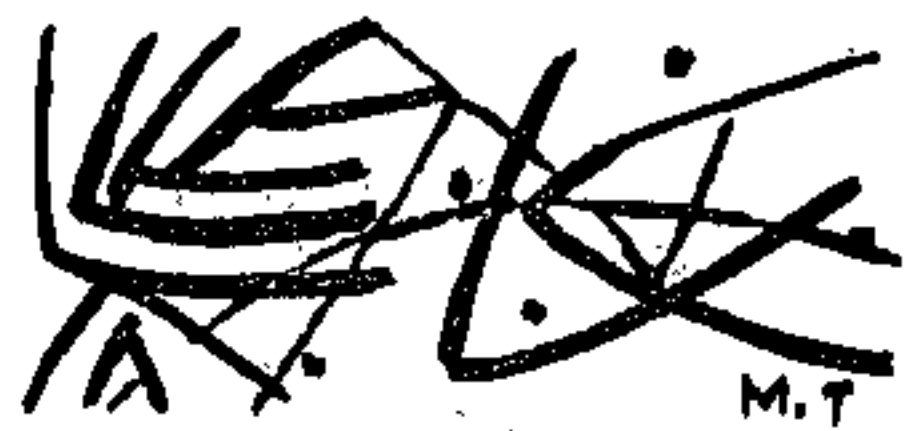
- 1 役員選挙 2 議事採決
- 3 婦人の政治的権利
- 4 婦人の教育の機会
- 5 同一労働同一賃金
- 6 婦人の経済的機会
- 7 既婚婦人の団結
- 8 司法上の婦人の地位
- 9 婦人の地位に関する技術援助計画及
び助言サービス
- 10 婦人の地位委員会より人権委員会及
び少政党差別防止と保護の小委員会に
出席した代表者の報告
- 11 金米婦人委員会の報告
- 12 通信
- 13 婦人の地位委員会の開催周期
- 14 事業計画検討と優先項目の決定
- 15 経済社会理事会に対する報告書の採
択(国連事務局)

内職グループの近況

輸出にも一役

—東京YWCA授産部の現況—

菅原信子



婦人と年少者

終戦後、東京YWCAの活動再開にあたり、いち早く求められた仕事は当時の世相を反映する授産であった。早速授産部を開始し、委員達は知り合いをたどつては外人向きの靴下・手袋しゅうの仕事をさがしたが、それは多くの人々の希望の何十分の一にも満たないものであつた。その後、ビニール・毛糸手芸品を作つて、デパート・個人商店に卸す方法をとつた。時の移り変わりとともに、次第にこの方法も困難になり、下請の仕事に変わつていった。今では仕事を求めるに併せて、デザイン・サンプルを依頼されるようになり、技術の高い製品を出して、輸出にも一役を買っている。

東京YWCAの授産部は授産を必要とする人たちの要求にこたえること、未組職の内職から起る工賃その他の問題に解決の道を拓くことを目的としている。現在扱っている仕事は、洋裁・和裁・手芸・編物・皮手袋である。在籍者一四〇

名のうち、既婚七八、未婚五二、未亡人九、離婚一で、既婚者は三十台が多く未婚者は家庭青年である。公務員・サラリーマンの家庭が大部分で、教育程度は女学校卒業が多い。

電車賃を使つて会館(東京都千代田区神田駿河台)まで仕事をとり来なければならぬので、一応生活の保障はある人達で、生活の足しや子供の養育費、又は向上するための小づかいを得たい人達である。

洋裁以外は週に四日仕事を渡す時をきめ、希望者は都合のよい時にとり来る。一週間内に出来上がる仕事を渡すので、受ける側は週に一日出てくればよい。製品の納期が急がれるものが来た時には、直ちに連絡する。

洋裁は会館内に仕事場をもち、十人が働いている。主にYWCAの会員からの個人注文を受ける。仕事をしたい人を時事をし、工賃一五五、六十円から百円と

あたり、グループ員が互に扶け合つて自主的に仕事を運ばせている。

和裁・編物も会員からの注文が多い。編物の工賃は簡単な婦人セーターで四五〇円、五〇〇円というところである。既製服は料理学校・美容学校の白衣、幼稚園・小・中学校のユニフォーム、体操服などである。夏冬ともに、三、四年生きたつたところからの注文を受けるようになったが、更に注文先の拡張につとめている。

受注が多いのは手芸である。これは常に製品が新しいので、その都度技術指導をしている。昨年から夏にかけて、輸出物鉤針編毛糸帽子月産五百ダースの注文があつた。技術指導の講習会を開いたが、希望者が百人の定員をはるかにこえたので、講習会を二度しなければならなかつたことかみ、この種の技術習得の要望が多いことが明らかであつた。帽子のほか、ブラウス・セーターのアプリケ、クロスステッチ・フランスししゅう・リボンししゅう・マフラー・レースカラーの仕事は二、三の大メーカーのほかに個人商店からの注文である。最近、デザインを任せられるようになったので、手芸グループの中の数人は常に流行の移り変りを眺めながら、斬新なデザインの研究を続けている。

ブラウスししゅうは週一回五枚分を渡す。家事のあい間に一日四、五時間の仕事をし、工賃一五五、六十円から百円と

年間仕事が切れず波がないのは皮手袋である。裁つた皮を手でまつるだけの仕事で、一足五、六十円である。

仕事の開拓、受注、指導、工賃わたしは七名の委員と二名の職員の責任で運ばれる。商人はYWCAに対する信頼と安心感をもっているし、品物をまともて托せる便利さがある。仕事を求めてくる人々は工賃の不払いがないこと、技術が向上出来るのを喜んでいるし、仕事別のグループを作っていることから、仕事だけでなしに次第にYW活動の色々の機会を通して(バザー・奉仕活動・会員総会)人間的成長が出来ることを感謝している。

家では用のない老人が、内職に新しい生き方を見つけて気もちが明るくなった例もあれば、お嫁さんの内職は経済的プラスだけでなく、姑との関係がよくなつたとの例もある。

授産部の仕事の対象が限られた人々であることは、YW運動がもつと大衆に滲透しなければならぬのではないかと反省の上に立ち、度々問題になるのである。東京都内三千か所にある東京YWCA地域グループを足場として授産の仕事のばすならば、もつと切実に内職を求める人々の要求にこたえられるのは明らかである。封筒はり・製本所のように運搬はかさばるが、技術を要しない仕事も消化出来るからである。しかし現在は、適当な指導者がいないので、これは今後つ



刺しゅう取次所を経営して

—愛知県・西枇杷島の一例—

松 永 昌 子

海外への紹介、生産婦人相互機関の創設とその効果的な運営など、したい仕事は山ほどありながら、運営基金と理事者の奉仕活動の限界等に阻まれて、難行を歩みつつありますが、誠実を傾け合つてできることから少しずつ手を着け、一歩一

私は二年ほど前から、内職のための刺しゅう(主に手袋)取次所をしておりま

す。会員は今、三十八人です。馴れないうちは何かと苦勞を重ねましたが、ようやく安定性を得てきたようです。

刺しゅうといえは難しいものと思う方が多いようですが、デザインによつて図柄は変わりますが、基本を呑みこんでしまえば、だれにも覚えられます。工賃も一ダース六十円から百参十円までくらいです。

最初は二、三足がやつとだったものが、三、四か月も経てば一ダース半位は楽にやられます。グラフで統計を取つてみましたが、驚く程の進歩を示しており

ます。要は倦まないこと、忍耐強く馴れることです。馴れさえすれば収入の道も自然展げて来ます。このごろでは、これ

に対する認識が深められ、趣味と実益を兼ねた内職として大変好評を受けているようです。

内職と云えば量さえないとせばと、つい粗雑になりがちですが、「製品は美しく丁寧になる人の身になつて作つて下さ

い」とおねがいしています。季節の移り変わりには、仕事の切れる事もあります

が、輸出物は舟の関係でしようか、期限を限られて追立られることが多く、こ

な場合は全力を挙げて会社への要望に応えなければなりません。この仕事は一か

所でやれるものでなく、各家庭に分散して大勢の人の手でやる、非常に細かく、急ぐ仕事なのです。数種類もあるデザ

インの中から会員の技能程度によつて適当に振当てます。あくまで内職ですから、どんな家庭の都合で期限までにやれない

方が出来ないとも限りません。そんな時など、私も徹夜をすることも

あります。幸い、勤めから帰宅した主人も帳簿の整理、包装、糸分けなどを手伝

つてくれますので、大変なすかれます。一ダースごとにカードを付けておいて、

加工者の名前を書き入れるようにしてあります。技術がわるく、返品されるよう

な場合、どこまでも責任を取つていただきますが、取次所として成績に關係し

ますから、このような不良品に対する返品がないように厳重に検品しなければなら

ません。糸や材料は全部支給致しますから、自分の材料費としては糸糸刺しゅう針さ

えればよいのです。すべて工賃は伝票で受渡しを行ない、月末に個人別生産表を作り、翌月十日に

皆さんに工賃を支払う仕組みになっており

ます。大体一人の手取金額は、その人の技能程度や実働時間などによつて異なります

が、最高四千五百円が二人くらい、二千円が十五人、後はそれ以下となります。

その外に年二回、生産増強による報奨品制度も行つていて、五百円ごとに「タ

イル」「石けん」の一点を増呈しておりますが、ささやかながら、この報奨品の実

施はとても喜ばれています。又年末には会員券が発行され、手袋・セーター・毛糸、その他の品の特売が行

われ、大変安く手に入りますので、子供



一歩一歩ささやかな前進

—生産婦人会の近況—

佐 野 武 子

生産婦人会は、労働省とNHKが主催する婦人週間の第五回全国婦人会議で、婦人の経済活動はどうかあるべきかについて討議されたのを契機として誕生しまし

た。まず各地域グループをつくつて、愚痴と虚栄とせまい排他主義などをサリと棄てて、生活の合理化と虚礼廃止を積極

的に実行し、新しい日本婦人にふさわしい教養を身につける一方、経済的に目覚

めて、従来、とかく消費に明け暮れた生活

を、生産と収入の道に結びつけて、い

わゆる「へそくり貯金」や主人の収入の

天引貯金とはちがつた、主婦自身が汗し

て得た収入の一部を貯蓄にまわすことと

し、各地域の実情に即して、それぞれ趣

味と実益をかねた手芸生産や製本、和洋

裁などにはけみ、内職共同作業、工賃の

出来高、生活必需品の生産者直接購入

などをし、全会員が一月三十円以上の

貯蓄を実行する外、子供の環境整備と

共同補導、環境衛生の整備、栄養の改善

工夫など、出来ることから一つずつ実行

にうつして、三年目の今日、グループ貯

蓄が七十万円に達したグループもありま

す。

地域グループの生産活動は、人形製作

・和洋裁・編物・袋物・ろうけつ染・モザ

イク・ビーズ・造花・手袋・靴下の刺繍

やアブリケなどの手工芸品、セロファン

・第一回生産貯蓄祭バザーを催し、今後年

次計画として各地域展示即売会、中央展

示即売会、バザーの開催を計画してい

ます。

三、内職を家内職業として確立するた

めの手芸技術指導講習会や、関係当局代

表者との懇談会、事業代表との話し合

いなどにより、従来、雑貨輸出などの、内職

者の犠牲の上に成り立っていた点を正

新しくお目見えした

さくら定期預金

七福定期預金

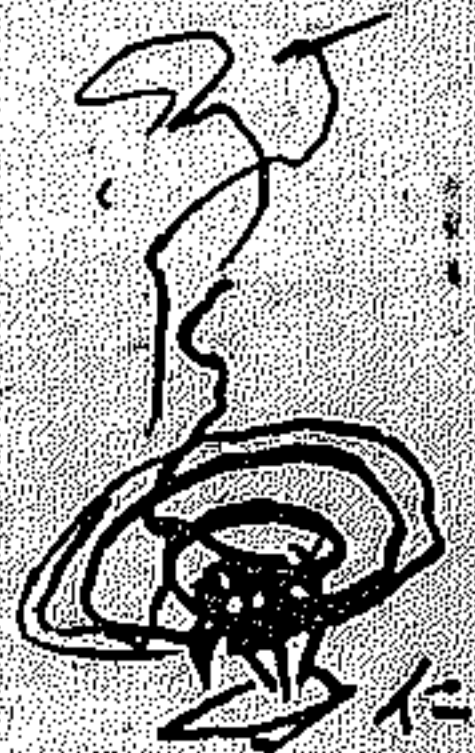
特長
①自動的継続
②一冊の通帳
③高利回り

一口千円 1等 20万円
目下売出中



埼玉銀行

埼玉・東京・大阪・群馬・栃木



美容院に働く女

子労働者の実情

美容業女子従業員
労働実態調査報告

一 ま え が き

美容業が我が国において一つの職業と見做されるに至つたのは大正時代の初期といわれています。勿論それ以前にも、その前身と認められる女髪結業がありましたが、主として花柳界に雇客をもつ「女髪結い」以外に比較的收入のよい内職という程度に止まつていました。時代の推移にともなう生活様式の変遷と相俟つて婦人の髪がたかも日本髪から洋髪、ついでパーマネントウェーブとその流行もうつりかわり、戦後の驚くべきパーマネントウェーブの流行普及によつて数多くの美容院と美容師が全国にわたつて進出しました。国勢調査の結果によりますと、一九五五年一〇月現在、一八〇、六〇〇人の女子理髪師美容師が働いており、婦人の重要な職業の一つとしてその地位も漸次向上しつつあります。

婦人と年少者

しかしながら、美容業は一般に規模が小さく、住込みで業主やその家族と一緒に顧客を相手にして働くサビビス本位の職場であるために、他の職場とは異つた特殊な婦人労働の問題がみられます。婦人少年局では、これら美容業に働く婦人労働者の実情を、雇用の傾向、労働条件、職場施設、私生活、働く婦人自身の声など、各方面から総合的に明らかにしようとして、昭和三十一年六月、この調査を実施しました。

調査対象は全国四一、三三六美容院（昭和二十九年一二月末現在、厚生省調）の中から従業員二人以上の四一五美容院を全国にわたつて層別任意抽出しました。

調査対象となつた従業員は女子二、三八八八、男子二、三二八、調査員が事業場を实地訪問して業主並びに女子労働者に面接し、調査を行いました。なお、個人別調査の場合、業主又は家族従業員であつて美容師の資格をもち、美容業に従事するものを、参考に資するため対象に加えました。

（備考）美容師法にもとづく実地習練生は、原則として労働者とみなすべからず、住込みで業主やその家族と一緒に働く者を除くが、従来習慣によ

り習練生を一般美容従業員と同様に勤務させている場合が多く、教育を目的とする実習に従事していても、その実態においては労働基準法第九条にいう労働者とみなされる場合が少なくないもので、本調査においては習練生を労働者とみなしてとりあつかひました。

二 調査結果の概要

一、女子の雇用

女子労働者の特性

一九五五年六月から一九五六年五月までの一年間の美容業女子従業員数の動きをみますと、入職率が退職率を相当上廻つており、最近男子の美容師もまれに（一・〇％）みられるようにはなりましたが、美容業は依然として女子の労働力によつて成立つ職場であります。

美容業女子従業員中にしめる女子労働者の割合は七五・七％、業主一三・七％、家族従業員一〇・六％となつています。このように業主及び家族従業員が従業員中の約二割五分の比率をしめてゐることは美容業のもつ特性の一つとみなされます。

女子労働者のうち半数余りは美容師資格をもつもので、他は習練生一九・五％見習又は助手と呼ばれるもの二七・二％事務その他一・八％となつています。（第一表）

女子労働者の平均年齢は二〇・七歳で、高等教育を受けたものは〇・一％と

第1表 従業上の地位別、男女別従業員数(%) 1956年6月

総数	数主者者 業主者者 業主者者 業主者者	男	女
総数	100.0	100.0	100.0
業主者者	13.7	13.1	13.7
家族従業員	10.7	21.7	10.6
従業員	75.6	65.2	75.7
市部	100.0	100.0	100.0
家族従業員	12.7	15.4	12.7
従業員	10.2	15.4	10.0
郡部	77.1	69.2	77.3
郡部	100.0	100.0	100.0
家族従業員	18.8	33.3	18.7
従業員	12.8	66.7	12.4
郡部	68.4	—	68.9

平均勤続年数は二年二か月で全産業女子平均（三年七か月）をかなり下廻つていますが、これは習練生と見習の平均が一年前後となつてゐるためで、有資格者は三年九か月で全産業女子平均をやや上廻つています。

女子労働者の一人平均扶養家族数は極めて少く〇・〇三人となつており（全産業女子平均〇・二人）、つぎに學歷も全産業平均とくらべて低く、初等教育修了者が八二％をしめ、中等教育修了者は一六％、高等教育を受けたものは〇・一％と

なつています。

また、女子労働者の殆んどは常用労働者であり、臨時に雇用されている者はわずか〇・七％にすぎません。

女子労働者のうち住込又は寄宿している者が非常に多く七一・六％で、これは美容業女子労働者の特性の一つと云えましょう。（第二表）この傾向はとくに見習

婦人と年少者

第2表 通勤・住込別資格別女子労働者数(%)

資格	見習	習練生	有資格者	総数
	100.0	100.0	100.0	100.0
住込	91.5	67.7	63.7	71.6
寄宿	87.8	65.2	61.1	68.8
通勤	3.7	2.5	2.6	2.8
不明	—	—	—	0.3

に著しく美容業見習と呼ばれてはいても実質的には多分に家事使用人的性格をもつものであることがわかります。また、住込みで業主やその家族と一緒に働く者が非常に多く七一・六％で、これは美容業女子労働者の特性の一つと云えましょう。（第二表）この傾向はとくに見習

注目されます。

（註）美容師法により美容院開設者が無資格の場合は有資格の管理人をおくことになつてゐる。

職務内容は、日常客に接する美容業務、補助的業務、管理的業務、技術指導、その他雑用に大別され、その担当は大体地位と資格の有無によつて分かれていて、あきらかに技術を要する美容業務には主として有資格者がたずさわリ、作業場の掃除、用具の消毒などはその都度資格の有無にかかわらず行われてゐますが、後片づけその他の雑用は習練生と見習にのみみられます。

なお、美容業務以外、業主の家庭の家事労働をしてゐると回答したものは大半をしめており、特に習練生見習に多く、有資格者にも半数以上みられます。

女子の労働力給与と採用

美容業従事者の出身地は全国にわたつており、大部分は出身地の美容院に働いてゐますが、他県に出て働く場合は大都市に集中する傾向が強くみられます。女子労働者の大部分は未婚者で既婚者は極めて少く、彼女達の殆んどは家計の支持者ではなく、むしろ毎月家から補助送金をうけてゐるものが二八％みられ、その経済生活を家に依存してゐるものが最も多いのは習練生であります。

一般に採用条件として、美容業務に従事した経験が問題にされるのは有資格者だけで、むしろ習練生、見習は未経験の

若い人が要望され、また年齢、學歷はあまり問題にされませんが約半数の事業場は未婚者であることを条件としています。募集の時期は人員が不足したとき随時に行ふところが多く、殆んどの事業場は試験を行つていません。

二、労働条件

一般に美容院は就業規則をもつてゐる所が極めて稀で六％にすぎません。

労働時間、休憩、休日

美容師の営業時間は一般に長く、平時の平均が一時間二〇分、最繁忙時（年末年始、お盆、祭礼、入学期など）一八時間五〇分とくに後者の場合、半数の美容院は二〇時間以上の終夜営業を行つており、概して市部より郡部の方が長くなつてゐます。また営業時間の関係で交替又は時差出勤を行つてゐる事業場は一三・七％で郡部より市部に多くみられます。

美容院における女子労働者の実働時間の把握は困難でありますが平均勤務時間一時間四〇分から後記の平均休憩時間六三分を差引くと平均実働時間は一〇時間三七分と推定することが出来ます。なお、勤務時間の最も長いところは一六時間、最も短いのは八時間となつてゐます。美容師資格の有無による勤務時間の差はほとんどみられません。住込・寄宿者及び通勤者を比べると寄宿者に住むものが最も長く、通勤者住込者の順とな

つています。

平時において、就業時刻が午前六時以前というところはみられませんでしたが、勤務終了時刻が午後一〇時以後に及ぶものは若干みられました。

休憩時間は過半数の事業場が随時にとることになつていて、きまつた時刻に休憩をとつてゐるところは少く、一日の平均休憩時間は六三分となつてゐます。昼食時間は二八分、やはり随時に仕事の合間に交替でとる事業場が大半を占めてゐます。

休業日は大部分の美容院に定められており、ないところは一五％で、毎月二回というものが三分の一以上をしめ、毎週一回がつぎに多く、また、定休日のある美容院の割合は市部より郡部の方が多くなつてゐます。休日のとり方は全員一斉にとるのが過半数の事業場、交替でとるのが四分の一、その他さまざまの併合した形態がみられます。繁忙時には約半数の事業場が代休制をとつており、代休を与えないところが四分の一、規定どおり実施しているところは五分の一たらずみられました。

給与

美容業における給与の特色としては、給与の一部として食事現物支給を行つてゐる事業場が約半数みられることで、大部分は月給制をとつてゐますが、わずかでありすが無給で小遣として支給されてゐるもの、歩合制などとり入れた給与

婦人と年少者

七・四%、一か月以上の長欠率は一%で、結核、その他の病氣、家庭の事情等によります。なお、健康保険（九・八%）、国民健康保険（二六・五%）に加入している事業場は少く、美容業に働く人達の医療保障はうすいことが知られます。

四、その他

全般にみて女子労働者のための職場施設はよいとは云えない状況で、休憩室も更衣室も考慮されていないし、食事の場所も業主の茶の間や台所などが多く、宿泊施設としても独立した部屋を与えているのは約半数の事業場で、あとは独立立っていても家人の通路となつたり、家人と同居、待合所作業所兼用というものもあります。平均一人当りの広さは二、三畳となつています。なお、従業員が親睦会をつくつているところはわずか一〇%で、旅行・運動会・映画観賞・生花受講・座談会などレクリエーションを行つており、費用は会費制、業者負担等まちまちの状況です。

「この仕事をいつまで続けるつもりか」の質問に対する回答をみますと、「この仕事を出来るだけ続けたい」八〇%、「結婚するまで」七・二%、「子供ができるまで」二・二%、「経済的に独立できるまで」〇・六%、「健康のゆるす限り」〇・三%などがみられ、「早くやめたい」が一・五%で、大部分のものが職業観をもつて経済的自立をめざして働いていることがうかがえます。

形骸がみられました。

現金給与をみる場合、常に「食事付き」か「食事なし」かを念頭におかねばならないわけで、女子労働者一人一か月平均現金給与額（一九五六年五月分）は「食事なし」五、三、一四円、「食事付き」二、三、三三円となつており、他産業とくらべてかなり低位にあります。資格の有無別では「食事なし」で有資格者六、五七七円、習練生三、三九二円、見習四円、で「食事付き」で有資格者四、二九四円、「食事なし」で有資格者六、五八六円となつています（第三表）。なお、職場の地位別では主任技術者・

造業の女子罐詰材料調理工の四、九三七円とくらべてみるとき養密業の賃金の低いことがうかがい知られます。年齢による給与の状況は全般的に年齢が増加するに従つて上昇しており、勤続年数が長い程、とくに五年以上になると目だつて給与は高くなる傾向がみられます。

なお、市部と郡部の平均給与格差は、大大都府果の市部が最も高く、その他の市部は郡部よりやや低くなつています。大部分の事業場では毎月の給与の他に賞与を支給していて、年二回が多く、また現金支給が最も多くて、その額は千差万別であります。有資格者の場合、おおよそ平均月額給与の五割弱にあつてい

は自己の都合でやめる場合に支給する事業場の方が、店の都合による場合より多く、現金又は現物（美容機械・器具・家具・衣料等）を支給しています。

母性保護関係

生理休暇をとるものがある事業場は一四・四％で休暇中の給与は殆んどが有給となつています。就業後の生理状況は「ずっと順調」六三・七％、「不順になつたまま」一三・三％、「最初のうちは不順」九・八％と答えています。既婚者が少ないため産前産後休業をとつたもののある事業場は三％しかみられませんでしたが、育児時間を与えている事業場は二％でした。

三、女子労働者の保護

三、女子労働者の保健

管理人が最も高く、ついで事務その他の・技術者・見習・習練生の順となつています(第四表)。以上の平均賃金五、二一四円を一九五六年四月労働省職種別賃金調査のうち低位にある衣服身廻製造業の女子縫製工の月間給与六、〇五四円、最低の食料品製

現物給与としての食事支給は住込、寮宿舎についてはほとんどの事業場が、また通勤者には四分の一の事業場が実施しており、給与中に食費をふくめる場合とふくめない場合の割合は、住込、寄宿者に対しては大半の事業場がふくめていますが、ほかに白布の作業衣、はきもの等が与

給又は貸

健康管理
採用時に健康診断を行っている事業場は約半数で、常用労働者に対する定期健康診断は法に規定されているのでほとんどの美容院が毎年二回以上、結核・トラホーム・皮膚疾患等の有無について診断を実施しています。

第4表 職場の地位別、食事有無別、女子労働者均現金給与月額

総	数	食事なし // なつ	5,214 2,331
有 資 格 者	計	// なつ // なつ	6,577 4,022
	管理人	// なつ // なつ	9,110 8,081
	技術者 主任	// なつ // なつ	9,296 6,216
	技術者	// なつ // なつ	6,166 3,587
習練生		// なつ // なつ	2,392 998
見 習		// なつ // なつ	3,776 886
事務 その他		// なつ // なつ	8,294 —

与されて
います
が
半數余り
の事業場
は無償と
なつてい
ます。
退職金

建康狀況

美容院の女子労働者に比較的多い病氣は胃腸病と聞氣で、そのほか疲勞、神經痛、婦人科疾患、呼吸器系疾患など、わずかずつみられます。

なお、病氣ではありませんが、コールと液による指先の荒れがひどいと訴える者が多くみられました。月間平均欠勤率は



労働基準法中女子に關連の深い規定の違反事件並びに送致事件

昭和三十一年

はしがき

女子は、その心身の特異性から労働生活につき特別の保護を加える必要があり、労働基準法でも年少労働者とならんで女子労働者の特別の基準を設けてその保護を図っている。その大部分は、第六章の「女子及び年少者」の中に規定されているが、そのほかにも男女同一賃金の原則(第四条)、産前産後の休業の期間及びその後の三十日間の解雇制限(第十九条)等多くの女子労働者保護に関する規定がおかれている。

二、違反事件

(1) 概況

第一表に示すように労働基準局調べによれば、違反は年々減少しており、特に産前産後の休業及び育児時間に関する規定の違反は殆んどみられなくなつた。

(2) 男女同一賃金の原則の規定の

労働基準法第四條は、性別のみを理由として男女間の賃金についての差別待遇を禁止した重要な規定である。婦人少年局に報告されたこの規定の違反は二五件で前年に比し半減している。違反は各業種にみられるが、製造業が最も多く一八

第1表 年次別違反件数 (労働基準局調べ)

年 別	第4条	第65条	第66条	第67条	計
	男女同 一賃金	産前産 後休業	育児 時間	生理 休暇	
昭和23年 2月～12月	427	49	26	439	941
“ 24年 1月～12月	453	84	49	930	1,516
“ 25年 “	389	85	26	425	500
“ 26年 “	130	31	11	161	333
“ 27年 “	95	29	13	81	218
“ 28年 “	110	28	10	91	239
“ 29年 “	53	19	2	64	138
“ 30年 “	51	15	5	32	103
“ 31年 1月～6月	33	4	1	24	62

件をしめており、規模別では三〇人未満の事業場が一六件をしめている。

これら違反の内容をみると、物価手当、精勤手当のような手当を男のみに支給したり、或いはその金額に差を設けたりしたものが多い。二件で最も多く、差別的取扱の理由としては、女子は一般的に能力が悪い、労働時間が短い、扶養家族が少ない等のことがあげられている。

違反事例

イ Y木材(株)は、物価手当支給基準を次のように定め差別待遇をしている。
世帯主(家族持)たる男子 月額二、五〇〇円
二〇才以上の独身男子

蔵省 自民党に対し、要求予算の全面復活を要求する陳情を行つた。

二十二日 「新しい年の政治に望む集い」が衆議院議員会館で開かれ、婦人団体、労組婦人など約八十名が出席した。平林たい子、松岡洋子、田中寿美子、山川菊栄、西清子の諸氏の呼びかけによるものである。

女子の就業者数と完全失業者数 (1957年8月)

産業別	女子		男子		男女計 に占める 女子割合 %	女子雇用 者の産業 別構成率 %	女子の前 年同期と の比較 万人 ±
	万人	千人	万人	千人			
総数	1,804	180.4	2,582	258.2	41.1		+ 43
自営業者	277	27.7	844	84.4	24.7		+ 29
家族従業者	967	96.7	421	42.1	69.7		- 27
雇用者	560	56.0	1,314	131.4	29.8	100	+ 42
農業	24	2.4	47	4.7	31.3	4.3	+ 1
林業	* 1	0.1	15	1.5	6.3	0.2	- 1
漁業	* 5	0.5	56	5.6	8.2	0.9	+ 1
建設業	24	2.4	120	12.0	16.6	4.3	+ 8
製造業	198	19.8	433	43.3	31.4	35.4	+ 7
卸売、小売、金融、 保険、運輸、通信、 公益事業	116	11.6	196	19.6	37.2	20.7	+ 2
サービス業務	27	2.7	185	18.5	12.7	4.8	+ 2
その他	147	14.7	163	16.3	47.4	26.2	+ 22
完全失業者	18	1.8	99	9.9	15.4	3.2	± 0

【註】1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。総府統計局労働力調査一

一人一か月平均現金給与総額

産業別		女子	男子	男子に 対する 女子の 割合 %
総数		9,839	23,870	41.2
建設業		14,872	35,092	42.4
製造業		8,630	22,251	38.8
卸売及 小売業		10,257	22,535	45.5
金融及 保険業		13,667	27,122	50.4
不動産業		10,718	23,688	45.2
運輸通信及 その他の 公益事業		14,052	23,364	60.1
建設業		8,436	17,900	47.1

一労働省労働統計調査部調一

全国婦人会議出席者募集

第六回全国婦人会議

正しい協同活動を育てるために

期日 四月十三・十四・十五日
会場 東京 NHKホール

婦人は、家庭や職場や社会のそれぞれの場で、生活を高めるためのいろいろな働きをしています。一人一人の努力ばかりでなく、大勢が力をあわせて働くことができます。一そう立派な仕事ができ、一そう世の中をよくすることに役立つことができるでしょう。

あなたのまわりに、こうした婦人の協同の働きを必要としている問題はないでしょうか。

婦人の協同活動によって問題が解決されたよい実例はないでしょうか。またあなたのまわりのいろいろな団体、グループ、小さな集まりなどは、どんな活動をしているのでしょうか。社会のためにどのように役立っているのでしょうか。ひとりひとりはすすんで参加しているのでしょうか。みんなの協力はうまくいっているのでしょうか。どんなことで困っているのでしょうか。また、あなたがどんなグループにも加わっていないとしたら、それはなぜですか。

こうした問題について話しあい、協同活動を正しく育てるためにはどうすればいいかを考えあうために、第十回婦人週間を記念して第六回全国婦人会議を開催します。どなたもあつて応募して下さい。

会議出席者募集規定

一、募集人員 六〇名(うち男子若干名)

応募資格

三、応募方法

所感文

添付するもの

満二十以上の男女、学歴、職業を問はず、出席を希望される方は所感文に左記のものを添えてお送り下さい。
一、地域や職場の何人かの仲間の方々と話しあつたうえで、次の二題のうちいずれか一題について四〇〇字詰原稿用紙三枚程度にまとめたもの。
(1) 協同活動で、生活を高めるためにどんなことができるか
(2) 現在の協同活動の問題点

一、本人の略歴(氏名、年齢、性別、現住所、学歴、職歴、配偶者の有無及びその職業、子供の数、また団体・グループ等に属している場合はその主な組織名及びその中におけるあなたの活動状況を簡単に記して下さい)
二、話しあいに加わつた人達の氏名、年齢、性別、本人との関係
(例えば職場の同僚、近所の人、同じ団体の会員、夫、姑、娘等)

各都道府県所在地、婦人少年室
各都道府県所在地 NHK
昭和三十三年二月二十八日(当日消印のものは有効)
中央の選考委員会において書類審査により選考します

三月下旬、出席者各自に通知すると同時にラジオ・新聞にも発表します

出席者の旅費と東京滞在費は主催者が負担します

会議は一般に公開しますから傍聴希望者は労働省婦人少年局(東京都中央区局内)にお申込み下さい。男女を問いません

▲会議出席者は四月月上旬開催される婦人少年室主催の地方婦人会議に参加します

▲全国婦人会議の模様は全国に放送されます

▲所感文の版権は主催者に帰属します

主催 労働省 日本放送協会

婦人少年局ニュース

〇婦人問題懇談会が開催された

十二月十八日、婦人少年局(婦人課)は産経会館に、有識者・婦人団体・労働組合・報道機関を招き、約四〇人が出席して第十回婦人週間の目標実施方法等について意見を交換するための懇談会を開催した。また九月に行つた婦人問題専門家会議において、家庭・経済・社会の各分野における婦人の役割について提起された問題についても意見の交換が行われた。

なお、石田労働大臣も出席され、「婦人週間十周年にふさわしい仕事をしたいと思つてゐる。予算編成期にあたり、谷野さんからこんな意見があったが、予算の使い方についてもおもむきを拝見したい」との挨拶があった。

〇婦人週間打合せ会が開かれた

婦人課では、本年四月行つた第十回婦人週間の構想について、試案がほぼまとまつたので、一月十七日婦人少年局資料室において、有識者の打合せ会を開催し、その具体化につき懇談した。出席者は、今和次郎、渡辺智多雄、磯村英一、伊藤昇、三井為友、田中寿美子、江上フジ、西清子の諸氏であった。

一、こらになりましたか

(婦人課関係)

漁村婦人の生活実態調査結果報告
一、婦人関係資料シリーズ
調査資料 No.22

原稿募集

『婦人と年少者』は全国に広く取材して編集したいと思つています。各地の婦人少年室を始め、婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や実情のレポートをお待ちしています。

一、内容

〇婦人少年室その他の関係機関の活動

〇婦人少年室協働員のレポート

〇地方で起つた婦人と年少者に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)

一、分量 四百字詰五枚以内

(但しまとまつた研究物はこの限りではありません)

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切 毎月五日

一、掲載の分には謝辞を呈します

一、送り先 本会編集部

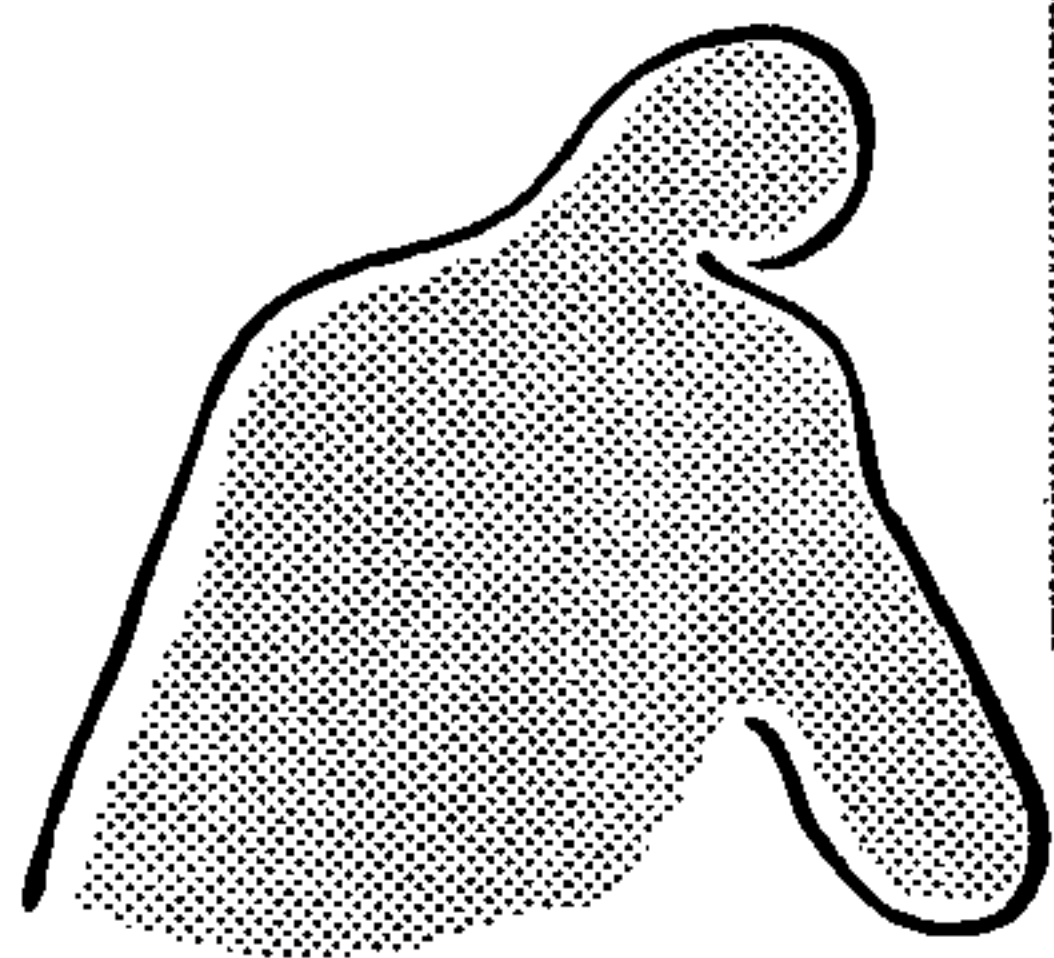
婦人と年少者

第六巻第二号
昭和三十三年二月五日 発行

編集人 久米 愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井 完一

発行所 婦人少年協会

電話九段(33) 九五九七
銀座口(東京) 〇七九一四



不幸な人々のために
心を掛ける

心 掛 け 次 第 ・ ・ ・ ・ ・ 幸 も ・ 不 幸 も

日本火災海上

本社 東京・日本橋

大妻学院夜間部

働

短期大学部(二部) 募集人員 入学試験日

家政科

120名

一次 3月2日
二次 3月30日

別科(被服)

100名

書類選考

高等学校

200名

一次 3月30日
二次 4月20日

高等技芸学校

和洋裁教室
割烹教室

和洋裁毎週3回
割烹 毎週1回

◎入学資格 大学は高校卒、高校は中学卒
高等技芸は年齢を問わず

◎入学案内 20円、大学のみ50円、(郵送申込のこと)

きながら学ぶ人々のための
学校です!!

東京都千代田区三番町12